

第2章 災害予防計画

第1節 風水害の予防

洪水及び雨水出水（内水）並びに風害を予防するために必要な事業、又は施設の整備についての計画である。

第1 実施担当機関

危機管理室、産業経済局、都市整備局、消防局、上下水道局、福岡管区气象台、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、福岡北九州高速道路公社、福岡県

第2 治水対策

市内の都市化や近年の気候変動の影響により、河川に流れ込む雨水の量が増し、大雨時の浸水被害が激甚化・頻発化している。この状況に対処するため、河川の掘さく、護岸改修等の対策を実施し、流域の安全性の向上を図るものとする。

また、治水・防災・まちづくり・建築等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進するものとする。

第3 防災研究の推進

市及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

1 危険区域の調査研究

市は、危険区域の危険性を総合的かつ科学的に把握し、防災マップ等の作成に努める。

2 警戒避難体制への活用

市は、関係研究機関との研究成果を避難指示等の発令に活用し、警戒避難体制の整備を図る。

第4 気象、水象の観測測定

気象観測及び河川の水位の状況について、その情報を早期に知ることができるよう関係機関との連絡を密にし、インターネットの情報も随時閲覧することで、水防・災害に備えるものとする。

第5 道路、橋梁対策

風水害に備え、パトロールを強化し、道路、橋梁等の被害を防止し、又は被害の誘因となるものは、これを排除する等、常に維持補修に努め、予防に万全を期するものとする。

1 道路面の流水防止

側溝を浚渫し、水切りを良くし、横断勾配の整正等路側を整備し、特に山間部よりの流水に重点をおく。

2 道路法面の整備

法面の土砂くずれ、浸食などが起こらないように注意し、切土、道路法面の浮石等、落石のおそれのあるもの、又は覆いかぶさっている樹木類は、除去する。

3 橋梁の保全

橋脚の塵芥排除及び補修、橋台、石積の洗掘箇所の補強（根固工）

4 排水溝の維持補修

側溝、暗渠等に流木及び塵芥等が滞留することを防止するとともに、呑口を閉塞しないよう浚渫し、また山間部からの流出土砂の堆積したものを除去する等、常に機能の正常化に努める。

第6 下水道整備事業

雨に強いまちづくりを推進するため、雨水整備事業、浄化センター及びポンプ場の施設整備をすすめる。

第7 農林業関係対策事業

1 農作物

(1) 農業用施設等の管理指導

(2) 倒伏、冠水等に関する対策並びに防除用農薬等の備蓄、器具の整備に関し農家及び取扱い団体等に対する指導

2 農地、農業用施設

(1) 農地、農業用施設（ため池、頭首工、水路、農道等）の整備、補強を図る。

(2) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、管理・保全に努める。

(3) 産業経済局は、指定された防災重点農業用ため池において、「ため池ハザードマップ」を順次作成し、周辺住民への啓発に努める。

(4) 福岡県及び産業経済局は「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に係る推進計画に基づき、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事を計画的に実施する。

3 畜産

(1) 飼料の備蓄に関し、農家及び取扱い団体等に対する指導

- (2) 防疫用資材、緊急医薬品及び器具の整備
- 4 林業
 - (1) 保安林の造成
 - (2) 林道側溝、山地溪流の整備清掃

第 2 節 高潮災害の予防

高潮に対する港湾施設の保全、海岸侵食による波浪の直接的災害等を予防するために必要な事業、又は施設の整備を図るための計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、産業経済局、都市整備局、港湾空港局、消防局、九州地方整備局、福岡管区气象台、福岡県

第 2 高潮災害危険区域の把握

県が公表している想定最大規模の高潮浸水想定区域（玄海灘沿岸、豊前豊後沿岸）に加え、平成 11 年の台風第 18 号による高潮被害を参考に、高潮災害が発生するおそれが高い区域の把握を行い、関係機関に情報提供を行うことにより、災害警戒パトロールの実施や災害時での避難指示等の発令等に活用することとする。

第 3 高潮災害についての防災啓発

高潮災害危険区域内の住民・企業に対しては、危機管理室、区役所や消防局による防災訓練、査察、市民防災会の活動の機会等を利用して啓発に努めるとともに、高潮災害の危険性や応急対策の周知を行う。

第 4 港湾施設等の改修及び海岸保全事業

港湾施設等の改修については、施設点検を着実に実施し、防災上の観点から必要となる改修を計画的に推進していく。

海岸保全事業については、豊前豊後沿岸海岸保全基本計画に基づき、必要な防護機能を確保するため、今後も事業を推進することとする。

事業実施にあたっては、過去に記録された潮位に基づき、被災状況や施設の重要度を勘案し、適切な対応を講じる。

(具体策)

護岸の嵩上げ等（新門司北地区、白野江地区）、胸壁・陸閘の整備（新門司北地区）

第5 情報収集伝達体制の確立

1 気象、潮位、波浪の観測

風向、風速については消防局、風向、風速、気圧については福岡管区气象台、潮位、波浪については九州地方整備局において、それぞれ観測を行い関係機関からの照会に応じるものとする。

2 気象、潮位、波浪情報の収集及び伝達

市関係部局に対して防災気象情報を配信する「北九州市総合防災情報システム」やインターネット等を活用することにより、危機管理室、消防局、港湾空港局、産業経済局、都市整備局、区役所等の関係部局は、気象、潮位、波浪に関する情報を収集・分析し、高潮災害が予想される場合には、予想区域内における民間企業や住民に対し、避難指示等を迅速かつ的確に伝達する体制の整備を推進する。

第6 海上流出物防止対策

1 消防局は、高潮被害発生時には空コンテナ、ドラム缶、貯木等を海上に流出させるおそれのある企業や港湾事業者などをあらかじめ把握し、様々な機会を活用して災害時の緊急連絡先を確認するとともに、海上流出物の防止を目的とした応急対策実施計画の策定を促進する。また、災害が予想される場合には、気象情報の提供と応急対策の実施についての指導を行う。

2 港湾空港局は、コンテナの流出防止の対策を速やかに行うことができるように、港湾管理者とコンテナターミナル利用者による防災組織の設置を推進していくと共に対策の検討を行っていく。

第3節 土砂災害等の予防

土砂災害等の予防のために、必要な事業及び施設の整備についての計画である。

第1 実施担当機関

危機管理室、産業経済局、都市戦略局、都市整備局、各区、福岡県、福岡管区気象台

第2 治山対策

森林整備保全事業計画に基づき、山腹崩壊によって流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山事業を県が市内において実施する。

第3 宅地造成及び既成宅地予防計画

- 1 危険が予想される地域（既成宅地を含む。）の実態を十分に調査し、宅地造成及び特定盛土等規制法、建築基準法、都市計画法、災害対策基本法等により、災害防止の措置について、指導、監督する。
- 2 北九州市宅地防災工事等資金融資制度及び住宅金融支援機構による融資の利用により、危険宅地の防災工事の促進を図る。

第4 急傾斜地対策

- 1 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、相当数の居住者に危害が予想される急傾斜地を、市長の意見を聞いて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、行為の制限、改善勧告、命令等の防災指導を行うことができる。
- 2 県は、自然のがけで当該急傾斜地の土地所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者において改善処置を行うことが困難、不適當なもの等一定の条件を満たすものについては急傾斜地崩壊防止工事を施工できる。

第5 まちなか居住移転支援対策

土砂災害特別警戒区域等に存する住宅に対し、国の補助事業である住宅・建築物安全ストック形成事業や居住誘導促進事業の活用により、まちなかやより安全性の高い

地域への移転の促進を図る。

第6 山地災害危険地対策

- 1 市は、山地災害危険地区の実態を十分に把握し、山地災害を未然に防止するため、適切な対策を講じるとともに、治山事業の実施については、土地使用承諾等の地元調整を行い、事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 県は、保安林及び保安施設地区において、森林の維持造成を通じて山地災害から、市民の生命、財産を保全し、水資源のかん養、生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業を推進するものとする。

第7 土石流防止対策

- 1 市は、土砂災害警戒区域のうち土石流の実態を十分に把握し、土石流による災害を未然に防止するため、県と一体となり適切な対策を講じるものとする。
- 2 県は、流域における土砂の生産及び流出による土石流災害から市民の生命、財産及び生活環境を守るため砂防事業を推進するとともに、国土交通大臣が指定する「治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」として砂防指定地の指定を促進する。
- 3 県は、流域における荒廃地域を発生源とした土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設などを守ることを目的に、一定の要件を満たすものについて、対策工事を施工する。

第8 地すべり対策

- 1 主務大臣は、地すべりによる被害を除却し、又は軽減するため、地すべり地域であって、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。
- 2 県は、人家、公共施設などに対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減することを目的に、一定の要件を満たすものについて、対策工事を施工する。

第9 土砂災害（特別）警戒区域対策

- 1 県は、法に基づき土砂災害（特別）警戒区域の指定を行い、地形改変などの状況を踏まえ、定期的な見直しを行う。
また、市は県とともに、調査を実施することにより、その実態を十分に把握し、必要な対策を講ずる。

2 市は、県により土砂災害（特別）警戒区域の指定があった場合には、当該区域に対し、次のとおり警戒避難体制を整備する。

また、基礎調査結果の公表があった場合には、地域における安全な避難場所等の確保や情報伝達体制の整備など、避難体制の検討に早期に着手する。

(1) 住民の避難が円滑に行えるよう、「第3章第3節 気象情報等の収集・伝達」に基づき情報を収集し、「第3章第6節 災害の広報・広聴」に基づき土砂災害に関する情報等を多様な手段を用いて伝達する。また、伝達手段について住民への周知を図り、主体的な情報入手を促す。

(2) 「第2章第24節 避難場所等の整備」に基づき、あらかじめ小学校区毎に避難場所等を選定し、定期的に見直しを行う。

(3) 土砂災害（特別）警戒区域や避難場所等を表示した図面を作成し、土砂災害の危険性のある経路を避けることや、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向、また複数の避難先や避難経路を確保することなど住民への周知を実施する。

(4) 土砂災害に係る訓練の実施については「第2章第23節 防災訓練の実施」に基づき実施する。

(5) 土砂災害の発生時の救出救急業務については、「第3章第26節 救出救急業務」に基づき実施する。

3 県は、土砂災害を防止するため、土砂災害に関する危険度情報の配信など、適切な対策を講じるものとする。

第4節 建築物等の災害予防

風水害、大火等による建築物等の被害を予防し、災害をできる限り少なくするため建築物等の耐火性及び防災施設の拡充を図るための計画である。

第1 実施担当機関

都市ブランド創造局、都市戦略局、教育委員会

第2 都市構造における防災化の推進

- 1 都市計画マスタープランの策定
「都市計画マスタープラン」に示す都市防災に関する基本方針に沿ったまちづくりを推進する。
- 2 都市再開発等面的な整備においては、市民の理解と協力を得て、中長期的に都市防災構造化対策を進める。
- 3 地元組織の積極的活動への指導
市街地再開発事業、土地区画整理事業の推進は、市民参加のもとに行われるものであり、再開発、区画整理による市街地整備が防災につながることを十分理解し、積極的に事業を推進する意欲を喚起する運動を展開する。
- 4 災害に強いまちづくり
災害に強いまちづくりを進めるため、市街化調整区域内の土砂災害のおそれがある区域や市街化調整区域に編入した区域から、まちなかへの移転を支援する。

第3 市街地再開発事業、土地区画整理事業の推進

- 1 都市再開発法（昭和44年法律第38号）を適用し、市街地中心部の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を積極的に推進する。
- 2 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）を適用し、健全な市街地の造成を図ることにより、面的な都市基盤整備と併せて建物更新が図られる土地区画整理事業を積極的に推進する。

第4 教育施設の不燃化建築促進対策

- 1 不燃性及び耐用年数、維持管理を考慮した建築物の採用に努める。また、木造建築施設については建築基準法及び消防法により規定された事項を遵守する。
- 2 有形文化財を失火、漏電、山火事、落雷等の災害から守るためにドレンチャー式工事の計画、避雷針の整備促進を図る。

第5節 災害原因等の科学的調査

第1 実施担当機関

危機管理室

第2 活断層調査

1 調査概要

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（以下「阪神・淡路大震災」という。）は、当時としては戦後最大の人的、物的被害をもたらし、高度に発展した近代都市が自然の力の前でいかに脆弱な面を持つかを、私たちに思い知らせた。

今回の地震を引き起こしたのは、淡路島から兵庫県本土にかけての活断層帯であるといわれている。

北九州市では、これまで、他の大都市に比べて有感地震も少なく、防災については、風水害を中心とした想定のもとにその対策が講じられてきた。しかし、過去の研究文献（1989年「九州の活構造」：九州活構造研究会、1991年「新編・日本の活断層」：活断層研究会）において、市内にも複数の活断層が存在することが指摘されている。

北九州市内の活断層（「地震に関する防災アセスメント調査報告書（令和7年9月）」による。）

- ・ 小倉東断層 … 確実度Ⅰ、活動度Ⅲ
- ・ 福智山断層帯 … 確実度Ⅰ、活動度Ⅱ～Ⅲ

（参考）活断層の確実度、活動度

確実度Ⅰ … 活断層であることが確実なもの

確実度Ⅱ … 活断層であると推定されるもの

確実度Ⅲ … 活断層の疑いのある地形・地質の分離線形のもの

活動度Ⅰ … 1,000年あたりの平均的なずれの量が1m以上10m未満の活断層

活動度Ⅱ … 1,000年あたりの平均的なずれの量が0.1m以上1m未満の活断層

活動度Ⅲ … 1,000年あたりの平均的なずれの量が0.01m以上0.1m未満の活断層

（注）（「地震調査研究推進本部」による。）

活断層が過去にどのような活動をしてきたか、現在どのような状態にあるのか

を調査することは、今後の活動の予測に必要である。

活断層の活動履歴は、活断層やその周辺の地形・地層・地下構造を把握することによって明らかにすることができる。これらの調査によって十分な情報が得られた場合には、活断層からの将来の地震に関して、発生時期やその性状（地震の震源位置、規模、断層ずれの向きなど）が予測できる。

また、土木建築構造物の耐震設計に必要な地震動の特性も想定可能になる。

以上の理由から、北九州市は市内活断層について科学的な調査を実施し、その調査結果等に基づいて、計画的に地震防災対策を講じていく。

2 調査結果

活断層調査結果の概要は以下のとおりである。

- (1) 調査期間 平成7年度～平成9年度
- (2) 調査機関 北九州市活断層調査実行委員会
(委員長：松田時彦 東京大学名誉教授、西南学院大学教授)
- (3) 調査結果

北九州市内には、活断層は小倉東、福智山、頓田断層の3か所だけであることが確認された。

なお、若松沖響灘海域（頓田断層の延長部）にも断層活動の跡は認められなかった。

<参考>地震調査研究推進本部による「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（令和7年1月）

政府の地震調査研究推進本部では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性（場所、規模（マグニチュード）及び発生確率）等を評価（長期評価）し、随時公表している。

活断層名		小倉東断層	福智山断層帯
地震の規模（M）		7.1 程度	7.2 程度
相対的評価（※ ¹ ）		Xランク	Sランク
地震発生確率	30年以内	不明	ほぼ0%～3%
	50年以内	不明	ほぼ0%～4%
	100年以内	不明	0.001%～8%
地震後経過率（※ ² ）		不明	0.4以上-2より大
平均活動間隔		不明	約9,400年～32,000年
最新活動時期		約4,600年前以後～ 2,400年前以前	約28,000年前以後～ 13,000年前以前

※¹ 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。これらのランク分けは平成28

年 8 月に地震調査研究推進本部が公表した。

※² 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。

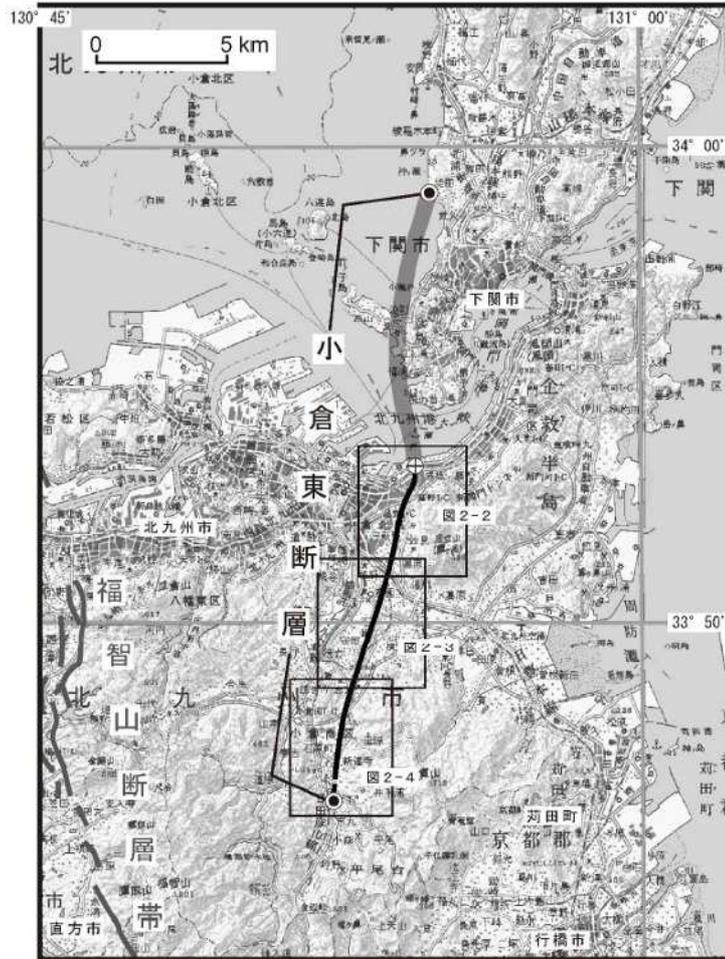


図 小倉東断層位置
 (地震調査研究本部ホームページ参照
http://jishin.go.jp/main/chousa/13feb_chi_kyushu/k_1.pdf)



図 福智山断層帯位置

第3 福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（令和7年9月）

1 調査概要

福岡県では阪神・淡路大震災を教訓として、平成7年度から8年度にかけて「地震に関する防災アセスメント調査」を実施し、これをもとに地域防災計画の策定・改訂を行った。

その後、平成17年3月20日に福岡県西方沖の地震が発生し、県内に甚大な被害が発生したこと、及び前回調査から既に約10年の年月が経過したことから、社会状況の変化、地震に関する新たな知見を反映した地震被害想定を平成18年度に行った。

また、平成18年度調査から約5年間の社会状況の変化及び活断層、地盤条件などの調査研究の蓄積を踏まえ、今後、本県に大きな被害をもたらす可能性のある地震の被害などを調査・検討した地震被害想定を平成23年度に行った（以下、「平成23年度調査」という。）。

本調査は、平成23年度調査から約10年間の社会状況の変化及び活断層、地盤条件などの調査研究の蓄積を踏まえ、これまで被害想定を調査していない「南海トラフ地震」や県内の主要活断層を含めた被害想定を調査し、地震防災対策の基礎資料とするもの。

2 調査結果

- (1) 調査範囲 福岡県全域
- (2) 調査単位 被害想定範囲は、基本的に250mメッシュとする。
- (3) 地震の発生時刻・季節 冬18時とする。
- (4) 北九州市における被害想定

項 目	調査結果	
	小倉東断層 (北側)	福智山断層帯 (北側)
震 源 活 断 層	小倉東断層 (北側)	福智山断層帯 (北側)
地 震 の 規 模	マグニチュード7.1	マグニチュード7.2
最 大 震 度	7	7
建 物 被 害 (棟)	約 34,500 棟	約 23,800 棟
全 壊 ・ 全 焼	約 9,500 棟	約 6,800 棟
半 壊	約 25,000 棟	約 17,000 棟
上 水 道 被 害 ※ (断 水 人 口)	約 36,000 人	約 30,000 人
下 水 道 被 害 ※ (支 障 人 口)	約 17,000 人	約 15,000 人
都市ガス供給停止戸数	約 256,000 戸	約 256,000 戸
電力被害 (停電軒数)	約 5,700 軒	約 6,300 軒
通信被害 (固定電話) (不 通 回 線 数)	約 3,300 軒	約 3,500 軒
通信被害 (携帯電話) ※ (停 波 基 地 局)	約 1%	約 1%
道 路 被 害	約 340 箇所	約 290 箇所
鉄 道 被 害	約 160 箇所	約 130 箇所
死 者	約 500 人	約 300 人
負 傷 者	約 4,300 人	約 2,600 人
避 難 者 ※	約 64,000 人	約 41,000 人

※にあつては発災当日を示している

第4 福岡県津波浸水想定（平成28年2月）

1 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示した。

この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があるとされている。

一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波（L2津波）」であり、もう一つは、海岸堤防などの構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の整備を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波（L1津波）」である。

これを受けて、福岡県では、「最大クラスの津波（L2津波）」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる津波浸水想定を設定した。

2 福岡県津波浸水想定

(1) 留意事項

この津波浸水想定は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づいて、福岡県が設定したものである。

津波浸水想定は最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものである。

地震発生時の潮位は2011年と2012年の潮位観測結果に基づく朔望平均満潮位をベースとする。

地盤高は地震動による地盤沈降を考慮した。

護岸や防波堤は、耐震や液状化対策がなければ、地震等により全て破壊されるものとする。

堤防は、耐震や液状化対策がなければ、土堤の場合は地震等により25%の高さになり、コンクリート構造物の場合は全て破壊されるものとする。

(2) 選定した最大クラスの津波（北九州市に関するものを抜粋）

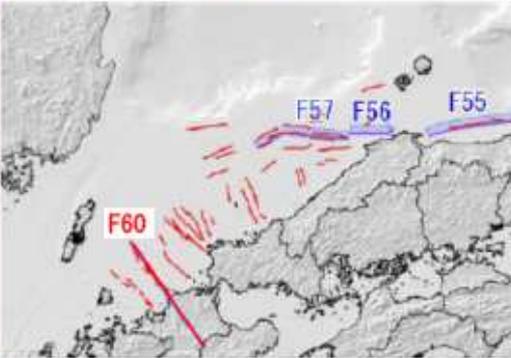
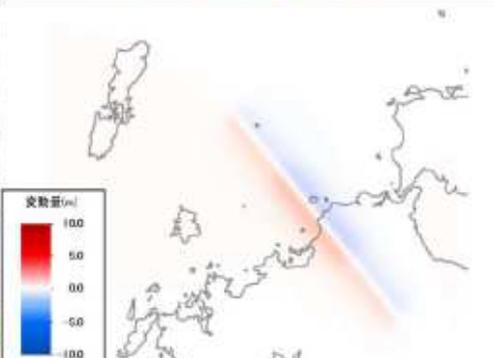
地 域	津波断層モデル
玄界灘沿岸	西山断層 ^{※1} 、対馬海峡東の断層
豊前豊後沿岸	南海トラフ（ケース4、11 ^{※2} ）、西山断層、対馬海峡東の断層、周防灘断層群主部

※1 国土交通省・内閣府・文部科学省による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で検討された60断層のうち、福岡県に影響の大きいF60（西山断層）を選定

※2 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうち、福岡県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケース4、5、11を選定（※ケース5は比較的北九州市への影響が少ない）

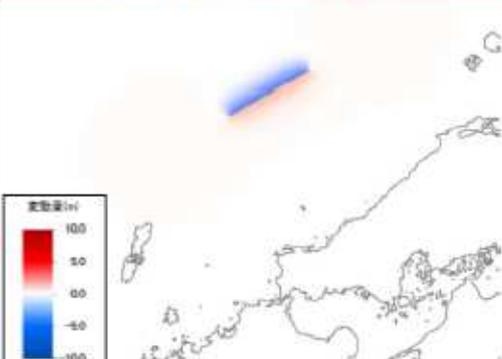
これらの各津波断層モデルのシミュレーション結果の最大となる浸水域、最大となる浸水深を抽出している。

以下の図は、「津波浸水想定について（解説書）」から抜粋したもの。

対象津波	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」公表（H26.8）の想定地震津波	
マグニチュード	Mw = 7.6	
使用モデル	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」のモデル	
説明	国土交通省・内閣府・文部科学省による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で検討された60断層のうち、福岡に影響の大きいF60（西山断層）を選定	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源・地盤変動量		

選定した最大クラスの津波（日本海における大規模地震の断層：F60（西山断層））

【対象沿岸：玄海灘沿岸・豊前豊後沿岸】

対象津波	対馬海峡東の断層（福岡県の独自断層）	
マグニチュード	Mw = 7.4	
使用モデル	佐賀県（H22）のモデル	
説明	「新編日本の活断層、活断層研究会（1991）」を参考に断層位置を設定し、「佐賀県地震・津波等減災対策調査」（H22：佐賀県）においてその他パラメータを設定したモデル。	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源・地盤変動量		

選定した最大クラスの津波（対馬海峡東の断層）【対象沿岸：玄海灘沿岸・豊前豊後沿岸】

対象津波	「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表 (H24. 8. 29)の想定地震津波	
マグニチュード	Mw = 9. 1	
使用モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会 (第二次報告) のモデル	
説明	内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうち、福岡県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケース4, 5, 11を選定	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
各ケースの震源・地盤変動量	ケース4	
	ケース5	
	ケース11	

選定した最大クラスの津波 (南海トラフ巨大地震) 【対象沿岸：豊前豊後沿岸・有明海沿岸】

対象津波	周防灘断層群主部 (福岡県の独自断層)	
マグニチュード	Mw = 7. 2	
使用モデル	地震調査研究推進本部のモデル	
説明	地震調査研究推進本部の長期評価を基に作成。	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源・地盤変動量		

選定した最大クラスの津波 (周防灘断層群主部) 【対象沿岸：豊前豊後沿岸】

(3) 津波の水位と到達する時間

行政区	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の想定地震津波 (F60：西山断層)		
	影響開始時間 (分)	最高津波水位 (m)	最高津波到達時間 (分)
門司区	—	—	—
小倉北区	59	2.7	75
小倉南区	—	—	—
若松区	26	3.0	70
八幡東区	50	1.9	78
八幡西区	50	1.8	91
戸畑区	50	2.4	64

行政区	対馬海峡東の断層		
	影響開始時間 (分)	最高津波水位 (m)	最高津波到達時間 (分)
門司区	—	—	—
小倉北区	108	2.4	157
小倉南区	—	—	—
若松区	91	4.6	108
八幡東区	102	1.9	141
八幡西区	102	1.6	350
戸畑区	102	2.0	216

行政区	周防灘断層主部		
	影響開始時間 (分)	最高津波水位 (m)	最高津波到達時間 (分)
門司区	47	3.2	55
小倉北区	—	2.4	80
小倉南区	41	2.5	53
若松区	—	—	—
八幡東区	—	—	—
八幡西区	—	—	—
戸畑区	—	—	—

行政区	「南海トラフの巨大地震モデル 検討会」のモデル（ケース4）			「南海トラフの巨大地震モデル 検討会」のモデル（ケース11）		
	影響開始 時間(分)	最高津波 水位(m)	最高津波到 達時間(分)	影響開始 時間(分)	最高津波 水位(m)	最高津波到 達時間(分)
門司区	196	3.5	237	197	3.5	242
小倉北区	219	2.7	253	220	2.8	259
小倉南区	195	3.2	244	194	3.1	229
若松区	—	—	—	—	—	—
八幡東区	—	—	—	245	1.8	438
八幡西区	—	—	—	245	1.6	284
戸畑区	—	—	—	245	2.0	435

※ 留意点

- ・ 影響開始時間は、初期水位から 20cm 上昇する時間とし、各区の主要地点における最短のものを掲載
- ・ 最高津波水位は海岸線における津波の水位を標高（東京湾平均海面を基準とした高さ）で表す。
- ・ 最高津波到達時間は、各津波のうち最高津波水位となるものの到達時間を採用
- ・ 津波が高くなる波源と早く到達する波源は必ずしも同じでないため、影響開始時間として採用した波源と最高津波水位として採用した波源が異なることがある。

(4) 被害想定

行政区	浸水面積 (ha)	人的被害 (死者数)	物的被害（棟）	
			全壊	半壊
門司区	150	8	21	736
小倉北区	50			
小倉南区	520			
若松区	70			
八幡東区	0			
八幡西区	30			
戸畑区	10			

※ 留意点

- ・ 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深 1 cm 以上の箇所を対象とし、一の位を四捨五入した値
- ・ 八幡東区は浸水なし
- ・ 人的・物的被害は、津波浸水想定と人口・建物分布を重ね合わせ、津波到達時間やその浸水深を踏まえ推計
- ・ 人的・物的被害は、各市町の最大値を計上（波源ごとで数値が異なる）
- ・ 人的被害は、夜間に津波が発生した場合の数値

第5 内閣府「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」 (令和7年3月31日)

1 検討概要

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定から約10年が経過し、南海トラフ沿いの大規模地震の被害想定について見直しの検討を行うため、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において、前回の報告以降に得られた科学的な調査・研究成果に基づく最新の知見を踏まえた地震モデルや推計手法等の見直しの検討を行った。

今回設定した地震モデル等は、南海トラフ沿いにおいて、次に起こる地震・津波を特定するものではなく、今回設定した最大クラスの地震・津波の発生確率、発生時期を予測することは極めて難しいものである。

2 検討結果

(1) 本市の想定震度・津波高・津波到達時間・浸水面積（最大・最速値）

行政区	想定震度	津波高	津波到達時間	浸水面積
門司区	震度5弱	5m	209分	220ha
小倉北区	震度5弱	3m		110ha
小倉南区	震度5強	4m	210分	170ha
若松区	震度5弱			
八幡東区	震度5弱			
八幡西区	震度5弱			
戸畑区	震度5弱	3m		20ha

※津波高は標高基準点である東京湾平均海面からの津波の高さ

※津波到達時間は津波高1mの到達時間

※津波高を表す数値は、メートル以下第2位を四捨五入し、第1位を切り上げたメートル単位の数値とする。

(2) 福岡県の被害想定(全壊棟数・死者数)

[全壊棟数] (棟)

揺れ	液状化	津波	急傾斜地	火災	合計
0	約300	約100	0	約10	約410

[死者数] (人)

建物倒壊	津波	急傾斜地	火災	その他	合計
0	約200	0	0	0	約200

※想定条件：冬の深夜に発生し、早期避難率が低い場合

3 本被害想定性格について

(1) 被害想定手法について

今回の被害想定は、前回の被害想定（平成 24 年 8 月、平成 25 年 3 月公表）の手法について近年の大規模地震や最新の学術的な知見を踏まえて見直しを行い、最新のデータ（建築物や人口、ライフライン等のデータ、津波避難意識アンケート結果等）に基づき、再計算したものである。ただし、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大きな地震による被害状況等を踏まえて検討してきた手法により推計を行ったものであるが、各項目の被害想定手法は必ずしも確立されたものではない。引き続き、被害想定手法についても不断の点検・見直しを行い、必要に応じて、被害想定は修正すべきものである。

なお、本被害想定は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際に南海トラフ巨大地震が発生した場合に本被害様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

(2) 地方公共団体の被害想定について

今回に被害想定は、主として広域的な防災対策を検討するためのマクロの被害の想定を行ったものである。使用する基礎データや手法の違いにより、地域単位の数値は大きく変動する可能性がある。したがって、今後、各地方公共団体が個別の地域における防災対策を検討する際には、地域の状況を踏まえたより詳細な検討を行う必要がある。

第6節 地震に強いまちづくりの推進

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模地震における教訓を踏まえ、都市基盤整備など震災に強いまちづくりを、本市のおかれた自然的・社会的状況に応じて、市民の理解と協力を得ながら積極的、計画的に推進していく。

都市基盤整備の推進等に当たっては、一定の目安が必要となるため、第5節で示した科学的調査の結果を踏まえて、総合的な対策を検討し、中長期的な視点に立って計画的に整備を推進していくものとする。

第1 実施担当機関

技術監理局、都市戦略局、都市整備局、港湾空港局、消防局、上下水道局

第2 地震に強いまちづくりの計画的な推進

1 都市計画マスタープランの策定

「都市計画マスタープラン」に示す都市防災に関する基本方針に沿ったまちづくりを推進する。

2 都市再開発方針の策定による防災に配慮したまちづくりの推進

「都市再開発方針」を社会的状況に応じて見直し、平時における都市の利便性及び活性化並びに土地の高度利用を図るとともに、公共施設の整備及び建築物の不燃化による防災性の向上を図る。

3 調査研究の充実

都市計画情報等のデータベース化を図り、総合的な都市防災対策、災害時の応急対策・復興計画の立案に資する。

4 防火地域及び準防火地域の指定

都市の防災化を図るため、必要に応じて防火地域及び準防火地域に指定し、建築物の耐火不燃化を誘導する。

5 地区計画制度の活用による地区レベルの防災性の強化

地区レベルの防災性の強化を図るため、地区計画等に公園、緑地、広場等公共空地の配置を定める等、地区計画制度の活用を図る。

6 地元組織の積極的活動への指導

市街地再開発事業、土地地区画整理事業等、面的整備の推進は市民参加のもとに行われるものであり、これら事業が防災につながることを十分理解し、積極的に事業を推進する意欲を喚起する運動を展開する。

第3 地震に強い都市構造の形成

1 総合的な都市防災空間の整備

(1) 道路、公園、緑地、緑道、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間の確保延焼遮断空間の整備を図るため、幹線道路、都市公園、緑地、緑道、河川等の整備や建築物のセットバック等の総合的な推進を図る。

(2) 災害時の緊急活動を支える幹線道路等の整備

ア 緊急輸送道路ネットワーク

災害時における市内及び市外からの緊急支援物資等の輸送、救急・消防活動等の緊急活動及びその他応急措置を迅速かつ円滑に実施するため、緊急輸送の確保などに必要な幹線的な道路（緊急輸送道路ネットワーク）を選定する。

イ 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路ネットワークに配慮しながら幹線道路ネットワーク及び交通拠点へのアクセス道路等の整備を進めるとともに、地域住民が速やかに避難するため、避難路、救援路の確保に努め、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

ウ 啓開道路

大規模災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点をつなぐため、最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路であり、これを市内各道路管理者が共有することにより効率的な啓開作業を行う。

(3) 防災活動の支援拠点の整備

ア 防災に配慮した都市公園の整備

災害時に避難地となる都市公園（広域避難地（概ね 10 ヘクタール以上）、一時避難地、緊急避難地）の整備に加え、災害後の救援・復旧・復興活動の拠点となる都市公園（広域防災拠点（概ね 50 ヘクタール以上））、地域防災拠点については、「北九州市 緑の基本計画」を踏まえながら、まちづくりのなかで計画的な整備を推進する。

イ 既存施設を活用した整備

災害発生時に避難地、火災の延焼防止、ごみ、がれきの集積場所、ヘリコプターの離着陸場となるなど、災害後の救援及び復旧活動など防災活動の支援拠点については、既存の都市公園等のオープンスペースを活用しながら計画的に整備を推進する。

(4) 河川を利用した生活・消火用水の確保のための施設整備

災害時に河川水を生活用水・消火用水等に活用するため、階段護岸、せせらぎ水路等を整備する。

2 面的整備事業の推進による市街地の防災性の強化

都市再開発等面的な整備においては、避難地などのオープンスペースの確保、道路の整備及び建築物の耐震不燃化など、市民の理解と協力を得て、中長期的な視点で災害に強い安全なまちづくりを進める。

(1) 市街地再開発事業

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）を適用し、市街地中心部の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を積極的に推進する。

(2) 土地区画整理事業

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）を適用し、健全な市街地の造成を図ることにより、面的な都市基盤整備と併せて建物更新を図ることができる土地区画整理事業を積極的に推進する。

第 4 公共建造物の耐震点検、補強

1 道路、橋梁等の整備

道路、橋梁、河川等の公共土木施設について耐震基準等の検討を行い、点検を実施し、緊急輸送道路ネットワーク等に配慮しながら通常の整備・補修の中で計画的に耐震性向上に必要な補強改修を行う。

2 その他の施設

その他の施設の強化については、本市の実情及び周辺地域への影響等を勘案のうえ、老朽化し警戒を要するものについては、防災対策として改修を進める。

第 5 無電柱化の推進

災害時の電力・通信等のライフラインの確保、電柱の倒壊による道路寸断の防止に努めるため、緊急輸送道路など、防災上重要な道路の無電柱化を推進する。

第 6 水道施設の整備

1 水道施設の地震対策の整備

(1) 水道施設の耐震性能向上

震災時にも可能な限り給水を行うことを目的に、水道システム全体としての耐震化を図るため、個々の水道施設の耐震化を行うとともに、浄水場での浄水処理に必要な非常用電力の確保や主要な送水管等の管路の二重化等、バックアップ機能強化を推進する。

(2) 震災対策要領の整備

地震災害時の水道施設の応急復旧が迅速かつ円滑に行えるように、初動から応急復旧までの業務を整理し職員に周知を図る。

(3) 水道関係データの整備

水道関係データのバックアップシステムを確立し、水道施設応急復旧の円滑化を図る。

(4) 危険箇所の定期点検の実施

水道施設の災害に対する危険度を調査し、必要に応じ整備や点検を実施する。

(5) 上下水道一体となった取組

上下水道システムにおける急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下

水道管路等をあらかじめ選定するとともに耐震化を推進する。

2 災害通信体制の整備

(1) 水道無線の整備

地震時には有線通信施設の事故発生率が高いので、情報連絡網を確保するために、災害通信用としての水道無線の体制整備を図る。

(2) 拠点施設の災害通信整備

拠点施設の情報体制を確立するため、現在の有線システムの他に携帯電話等の無線による二重システム化を図る。

3 給水体制の整備

(1) 拠点給水システムの整備

位置や規模等を考慮して給水拠点を設定し、必要な整備を行う。

(2) 震災対策要領の整備

地震災害時において、応急給水活動を円滑に実施できるように、応急給水活動内容を整理し職員に周知を図る。

第7 下水道施設の整備

1 施設の点検

下水道施設の耐震性能向上を図るため耐震診断を実施し、各施設の耐震性能を把握するとともに、日常点検で得られる情報を活用し危険個所の把握に努める。

また、下水道管の劣化状況調査等において、無人航空機などの新技術を活用し、点検調査の効率化を図る。

2 危険性の高い設備の撤去・切替え

設備の倒壊等により薬品等が流出するなど危険な状態になることが考えられるものについては設備やシステムを切替え、安全性の向上を図る。

3 下水道施設の耐震性能向上

福岡県「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（令和7年9月）により想定される、活断層直上にある重要な管渠の耐震化を優先的に実施するとともに、施設の設計に先立ち、同調査による液状化の危険が高い区域を詳細に調査し、被害想定地域の明確化を図り、耐震設計が必要な地域は地盤改良等を行って被害の軽減を図る。

また、上下水道システムにおける急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等をあらかじめ選定するとともに耐震化を推進する。

施設の設計に際しては、建築基準法等の改正や耐震設計指針の改訂を踏まえ、耐震性能の向上を図る。

また、既設施設については耐震性能を向上させる補助工法や補強、改良を施し、震災被害の拡大を防ぐ。

また、地震等に施設が円滑に機能するよう、非常用発電の管理など必要な措置を推進する。

これらの実施に当たっては、国の制度や施策を活用していく。

4 施設の複数系列化及びネットワーク化対策

施設の機能を確保するために重要幹線及び浄化センター内水路の複数系列化及びネットワーク化など、弾力的運用を推進するための改築計画を策定する。

5 情報伝達機器の整備

震災後の混乱期には、電話等の情報伝達手段が途絶する場合が多いため、情報伝達機器の性能向上と近代化を推進する。

6 施設の管理図書整備

被災調査及び復旧事業の迅速な推進のために施設の設計図書及び管理図書は不可欠のものであり、非常時の閲覧を可能にするるとともに、万一被災をした場合にも情報の安全を確保するための管理体制を整える。

第8 港湾施設等の整備

- 1 港湾施設及び海岸保全施設については、実態に即応した計画を策定、及び耐震安全性の検証を行い、地震や津波に強い施設に逐次整備していく。また、平時に定期的な点検を実施し、施設の適切な管理を行う。
- 2 大規模地震による被災直後の緊急物資・避難民等の輸送や企業活動の継続・市民生活の維持に影響を及ぼす貨物の輸送に重要な役割を果たす在来岸壁、コンテナターミナル、フェリーターミナル等の係留施設については、港湾計画に基づき耐震強化岸壁の整備を進める。
- 3 耐震強化岸壁の背後地には、岸壁と避難機能（広場）等が一体となった臨海部防災拠点の整備を必要に応じて進める。
- 4 耐震強化岸壁及び背後地における、液状化の検討を行い、安全性の検証を行う。
- 5 港湾と内陸部とを結ぶ輸送機能を確保するため、アクセス経路についても必要に応じて耐震性に配慮した整備を進める。
- 6 地震発生時に河川水門の閉鎖を実施するため、発災に備えた体制等の整備や平時の点検等を実施するものとする。

第9 公共工事現場での安全確保

公共工事の実施にあたっては、大規模な地震や津波が発生した場合の工事中断など、安全確保について施工計画に定めるとともに、日頃から作業員の安全行動意識の維持・向上に努める。

第 7 節 建築物の安全化

第 1 実施担当機関

都市戦略局、都市整備局、教育委員会、関係各局

第 2 「北九州市耐震改修促進計画」の策定

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という）の改正を受け、地震による建築物の倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震改修等を総合的かつ計画的に促進することを目的として「北九州市耐震改修促進計画」を策定した。

第 3 市有建築物の耐震性の確保

1 新設の建築物

市有建築物の新設は建築基準法改正後の新耐震基準により設計されるが、総合的な防災活動の拠点等については、災害時の活動内容及び重要度に応じて耐震性能の強化を図る。

2 既設の建築物

(1) 防災拠点建築物等の耐震化推進

防災拠点建築物や多数の市民が利用する建築物について耐震化を促進する。特に耐震改修促進法第 14 条に規定される特定既存耐震不適格建築物については、建替等の予定施設を除き、平成 27 年度までに耐震化を完了した。

(2) 学校施設の耐震化推進

耐震診断の結果、耐震補強が必要なすべての学校施設の耐震工事は、平成 27 年度末に完了した。

(3) その他

特定既存耐震不適格建築物以外の建築物の耐震化については、「北九州市耐震改修促進計画」に基づき、施設利用者の安全確保と災害時に当該施設が担う役割、用途及び今後の利用計画等を考慮しつつ、計画的に進め、建替等の予定施設を除き、令和 7 年度末までの完了を目指す。

第 4 民間建築物の耐震化促進

民間建築物（ブロック塀等を含む）の耐震化については、所有者が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要であり、そのため本市は、所有者が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるよう、耐震化に関する情報提供や相談体制及び助成制度の充実など、必要な環境整備や支援施策並びに適切な指導

を行う。

第5 被災建物による二次災害の防止

「第2章第31節 建築物及び宅地の危険度判定体制の強化 第2 被災建築物応急危険度判定士の養成」による。

第8節 地盤災害の防止

地盤災害、特に斜面地における災害から人命を守るために必要な事業及び施設の整備についての計画である。

第1 実施担当機関

産業経済局、都市戦略局、都市整備局、港湾空港局、福岡県

第2 地盤災害防止工事の促進

1 治山対策

森林整備保全事業計画に基づき、山腹崩壊によって流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山事業を県が市内において実施する。

2 宅地造成及び既成宅地予防計画

(1) 危険が予想される地域（既成宅地を含む）の実態を十分に調査し、宅地造成及び特定盛土等規制法、建築基準法、都市計画法、災害対策基本法等により、災害防止の措置について、指導、監督する。

(2) 北九州市宅地防災工事等資金融資制度及び住宅金融支援機構による融資の利用により、危険宅地の防災工事の促進を図る。

3 急傾斜地対策

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、県は相当数の居住者に危害が予想される急傾斜地を崩壊危険区域に指定し、行為の制限、改善勧告、命令等の防災指導を行うものとする。

なお、自然のがけで当該急傾斜地の土地所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者において改善処置を行うことが困難、不適當なもの等一定の条件を満たすものについては県が急傾斜地崩壊防止工事を施工できる。

4 がけ地近接等危険住宅移転対策

土砂災害特別警戒区域等に存する危険住宅に対し、国の基幹事業である、がけ地近接等危険住宅移転事業の活用等により、移転の促進を図る。

5 山地災害危険地対策

(1) 県は、保安林及び保安施設地区において、森林の維持造成を通じて山地災害から、市民の生命、財産を保全し、水資源のかん養、生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業を推進するものとする。

(2) 市は、山地災害危険地区の実態を十分に把握し、山地災害を未然に防止するため、適切な対策を講じるとともに、治山事業の実施については、土地使用承諾等の地元調整を行い、事業の円滑な推進を図るものとする。

6 地盤液状化対策

地盤液状化が予想される地域における港湾施設、道路、上下水道など、特に重

要な公共施設については、地盤の状況等に応じて適切な対策を実施していく。

第3 大規模盛土造成地マップの公表

大規模盛土造成地の存在を明らかにし、擁壁や公共施設等に変状があった場合には、地震発生時に盛土が滑動崩落する可能性があることを含めて、対策を検討することができるよう、大規模盛土造成地マップを公表した。

また、大規模盛土造成地の造成年代等を調査して台帳を作成する。

第 9 節 災害通信の整備

災害時において有線通信施設の事故発生率が高いことにかんがみ、無線通信の整備に重点をおき、災害時の情報連絡網を確保するための計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、港湾空港局、各区、消防局、上下水道局、交通局、第七管区海上保安本部、福岡県警察、九州旅客鉄道株式会社、N T T 西日本株式会社、西鉄バス北九州株式会社、福岡県

第 2 有線施設不通の場合の対策

有線通信不能の場合の対策として無線の活用を下記のとおり図るものとする。

1 同報系防災行政無線の利用

消防局、市庁舎、区役所、消防署、港湾空港局、交通局に配置している同報系防災行政無線を使用する。

2 災害復旧用無線電話の利用

防災関係機関が市内外との通信連絡を必要とする場合において、N T T 西日本株式会社が北九州市、警察、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等に配備する災害復旧用無線電話等を利用する。

3 福岡県防災・行政情報通信ネットワークの利用

県庁と国、市町村及び防災関係機関を結ぶ防災行政無線装置を利用する。

4 消防無線の利用

5 市水道無線の利用

6 国際海上 V H F 港湾無線の利用

7 防災関係機関通信施設の優先利用

災害対策基本法第 79 条に基づき、警察、海上保安本部、九州旅客鉄道株式会社、西鉄バス北九州株式会社その他防災関係機関の協力を得て、同機関の通信施設の優先利用を図り、県その他市内外との通信連絡を図る。

第 3 災害通信施設の整備

市管理の災害通信用施設としては、同報系防災行政無線、消防無線、水道無線、国際海上 V H F 港湾無線、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク及び災害応急復旧用無線電話があるが、更に整備拡大を図るものとする。

1 同報系防災行政無線

平成 26 年 9 月 1 日から、2 統制局（消防局、市庁舎）、2 親局（石峰山、母原）、16 屋内子局（各区役所、各消防署、港湾空港局、交通局）及び 38 屋外拡声子局

(門司区 27 局、小倉北区 4 局、小倉南区 7 局) で運用を開始し、令和元年度に、17 屋外拡声子局 (小倉北区 4 局、若松区 10 局、八幡西区 3 局) を追加整備した。

16 屋内子局及び 20 屋外拡声子局は、通話連絡装置により 2 統制局と通信が可能である。

また、2 統制局のほか、門司、小倉北、小倉南、若松及び八幡西区役所は、区内の屋外拡声子局を遠隔で操作し、拡声放送を行うことができる。

2 消防無線

(1) 消防救急無線

昭和 39 年度に基地局 1 箇所 (風師山)、陸上移動局 26 局 (車載) を開設、災害緊急用無線として運用してきたが、その後消防施設の拡充及び消防救急無線のデジタル化に伴い、逐次無線設備の整備を図り、現在、基地局 8 箇所 (消防局、石峰山、母原、空港、関門トンネル、福智山トンネル 3 箇所)、陸上移動局 341 局 (車載型 153、携帯型 177、可搬型 11) 及び携帯局 1 局 (ヘリコプター積載の消防用無線局 1 局) で運用している。

上記可搬型のうち、9 局 (可搬型無線機と外部空中線) は、大規模災害発生時等に備え整備した。

(2) 航空用無線

平成 5 年度に消防ヘリコプター 1 機を導入し、従来の平面的災害対応から立体的災害対応を図り、消防用無線局、ヘリコプターテレビ電送用無線局のほか、ヘリコプター運航管理通信用無線である航空機局 1 局、航空局 7 局 (基地 2 局、携帯 5 局) を開設し、運用している。

(3) 署活動用無線

平成 22 年度に全消防隊員に配置し、災害現場エリア内において危険情報の伝達、指示・命令及び情報の共有化等で運用している。(現在、陸上移動局 293 局)

(4) ヘリコプターテレビ電送用無線

平成 6 年にヘリコプターテレビ電送用無線局 (携帯局) を開設し、上空からの画像情報を収集し、あらゆる災害に対して早期的な戦略決断を図るため、運用している。

3 水道無線 (超短波無線)

昭和 31 年旧水道局に基地局 1、畑ダム管理事務所に陸上移動局 1 を開設し、ダム管理及び各種緊急連絡用として運用してきたが、平成 23 年度にデジタル M C A 無線を整備し、管理移動局 9 (上下水道局、工事事務所及び浄水場等) と移動局を各所に 62 局配置し、現在 71 局で運用している。

4 国際海上 V H F 港湾無線

昭和 40 年に基地局 (下関市火の山山頂) 1 局を開設し、入出港船舶及び港内在港船舶との連絡用として、5 チャンネルで運用しているが、更に整備拡充を図る。

5 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク

昭和 57 年に県と市町村、防災関係機関との間に無線電話回線を構成し、防災に関する情報の収集・伝達を行ってきた。

また、平成 12 年 4 月、防災行政の高度化、多様化への対応と平時における一

般行政への活用を図るため、通信機能の高度化を図り、県庁と国、市町村、防災関係機関を結ぶ通信ネットワークを整備し、運用している。

さらに、令和元年度に、確実な情報伝達及び高速・大容量の通信回線の確保のため、主回線を光回線、副回線を地上無線回線として運用を開始した。

6 地域衛星通信ネットワークの整備

ヘリコプターテレビ及び監視カメラで収集した映像情報等を消防庁へ伝達するため、地域衛星通信ネットワークを整備し、運用している。

第4 電池式ラジオ受信機の整備

災害時における電線等の故障によるラジオ、テレビ等の聴取不能を考慮して、防災関係機関（団体）及び一般市民が速やかに災害情報を聴取するため、トランジスター受信機の整備を図るよう推進する。

第5 無線設備の耐震性確保等

1 耐震性の確保

無線機器の使用に支障が生じないように、無線設備の耐震性の確保に努める。

また、無線設備が、無線設備周辺の備品、測定機器類の転倒等により被害を受けないよう対策を講じる。

2 バックアップ機能の充実

通信ネットワークのループ化及び多ルート化など、バックアップ機能の充実に努める。

第6 非常用電源の確保

1 無線通信設備等の非常用電源の確保に努める。

2 非常用電源設備については、定期的に点検整備を行う。また、使用方法の習熟に努める。

第 10 節 業務継続性の確保

人、物、情報等利用できる資源に制約がある災害時において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）などを特定するとともに、災害応急対策や業務の継続に必要な資源を確保し、適切な業務執行を行うための計画である。

第 1 実施担当機関

市全部局、関係機関

第 2 業務継続計画

非常時優先業務である「災害対策本部業務」及び「優先度の高い通常業務」を事前に定めておき、災害時には利用できる資源（人、物、情報、ライフライン等）が制約を受ける状況において、限られた資源を非常時優先業務に効果的に投入して、業務の継続と早期復旧を図る計画である。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、PDCAサイクルを通じて持続的に改善を行う。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、以下の事項について「北九州市業務継続計画」に定める。

- 1 市長等不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気・水・食料等の確保
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の選定

第 3 人的資源の確保

災害時における業務継続性の確保のため、適正な人員配置及び他の地方公共団体等の応援により、人的資源の確保を図る。

なお、適正な人員配置や他の地方公共団体等からの応援については、「第 3 章第 24 節 受援計画」に基づき実施する。

第 4 資器材、施設、物資等の整備・確保

非常時優先業務を実施するため、以下に掲げる資器材等を整備する。

なお、被災者に対する救援物資の安定供給のため必要があるときは、「第 3 章第 24 節 受援計画」に基づき資器材等の確保を図る。

- 1 水防用資器材及び水防倉庫
- 2 消防用資器材及び施設
- 3 救助用資器材及び施設
 - (1) 気象観測施設
 - (2) 救助舟艇、救急車、給水車等
 - (3) 無線器具等
 - (4) 救急医薬品等
- 4 医療、助産及び防疫に必要な資器材及び薬剤
- 5 備蓄食料
- 6 衣料、寝具等生活必需品
- 7 仮設トイレ、トイレ衛生袋
- 8 非常用発電機（電気自動車等を含む）

第5 点検整備の実施

災害発生時、常に使用できるように、随時、資器材等の点検、不良品の更新、所定数の確保、整備を図るものとする。

第6 保管施設の新設及び拡充

逐次、現有数の拡充を図るとともに、災害時において完全に使用できるよう、適切な配置を計画し新設補修を行う。

第 11 節 災害危険区域（箇所）調査及び事前指導

災害の発生が予想される区域又は箇所を事前に把握しておき、その事前指導又は措置を講ずる等、災害の発生を未然に防止するとともに、必要に応じ関係機関と情報共有し、災害時における迅速かつ的確な災害対策の実施を図る。

第 1 実施担当機関

産業経済局、都市戦略局、都市整備局、各区、消防局、福岡県、福岡県警察、NTT西日本、九州電力、西部ガス、陸上自衛隊

第 2 風水害危険区域（箇所）調査及び事前指導

- 1 暴風、豪雨、洪水、高潮等による災害の発生が予想される区域（箇所）で、民有地、民有家屋、市有地、公共施設等すべてを調査の対象とする。
- 2 調査の結果、防災措置の必要な区域（箇所）については、宅地造成等規制法、建築基準法及び都市計画法等に基づき指導する。
- 3 災害が発生した場合に、災害対策基本法第 59 条第 1 項に規定する事前措置の対象になると予想されるものについては、所有者、管理者等に対して事前に予告し、指導する。

第 3 特定消防区域調査

市街地及び密集地について、木造建築物の密集度合、地形的条件等の都市構造と消防力を総合的に調査検討して、火災危険度の高い区域を特定消防区域として選定する。

同区域においては、火災予防対策の強化推進及び火災時における消防力の効果的運用を図るものとする。

第 4 林野火災延焼拡大危険区域調査

植生状況が幼齢植林、原野等の所在する地域で、火災発生及び延焼拡大危険度の高い地域並びに林野火災から建物（家屋が隣接する集落）への延焼又は建物火災から林野への延焼危険のある地域を林野火災延焼拡大危険区域として選定する。

第 12 節 火災の防止

消防体制の強化、及び防火知識の普及その他の予防活動を行い、火災等の災害を未然に防止するための計画である。

第 1 実施担当機関

消防局、第七管区海上保安本部

第 2 消防力の整備

1 消防署・分署及び体制の整備

(1) 市街地対策

街区の拡大、交通事情等の都市構造の変化に対応し、災害発生後約 6 分以内に消防隊が火災現場に到着できる範囲を目標として消防署・分署の整備を図る。

(2) 市周辺部対策

市周辺部にあつては消防力の適正配置を図るとともに、隣接市町との間に締結している消防組織法第 39 条に基づく相互応援協定により消防体制の確立を図る。

(3) 水上対策

船舶及び港湾施設に対する防災対策については、消防艇を小倉北区浅野に常置するほか、門司海上保安部、若松海上保安部、洞海湾消防団等との緊密な連携により、沿岸周辺、港湾施設に対する防災の強化を図る。

2 消防用機械の整備

消防用機械の増強、更新等恒久的な計画を樹立して整備を図る。

3 特殊災害対策用資器材の整備

石油コンビナート災害、危険物災害、放射性物質災害、林野火災、ガス爆発災害並びに集団救急事故災害等に対する特殊災害対策用資器材の備蓄及び整備を図る。

4 消防水利の整備

市街地における水利不足地区、特定消防区域等に対して、地区の実態に適応した防火水槽、消火栓、消防専用送水管の敷設を図るとともに、新しく開発される地区等に対しては、都市計画法等による防火水槽及び消火栓の設置指導等消防水利の基準に基づいて、整備、強化を推進する。

5 消防団の充実強化

消防局は、次の取り組みの推進に努め、消防団の充実強化を図る。

(1) 加入促進

消防団応援の店及び消防団協力事業所表示制度並びに学生消防団活動認証制度の周知を図るとともに、各種広報媒体を活用した周知・啓発を行い、消防団

への加入促進を図る。

(2) 機能強化

消防局・消防団が連携した訓練・研修を推進するとともに、消防団員が安全に活動できるよう、消防車や防火衣等の装備を適宜見直し、機能の充実強化を図る。

なお、既存の消防団員（基本団員）の補完的役割や若者や女性、シニアや技能を有する者など、多様な市民が参加しやすい環境づくりの一環として特定の活動に従事する機能別団員制度の導入について検討する。

第3 火災予防

火災予防の実効を期するため、市民への火災予防思想の普及を図り、また、予防査察、危険物の規制などを実施する。

1 火災予防査察

病院、百貨店等の防火対象物、危険物施設及び石油コンビナート等災害防止法で定める特定事業所について定期的に予防査察を行うとともに、特に必要のある場合は、特別査察を実施する。

2 防火・防災管理者講習

消防法第8条（防火管理者）及び第36条（防災管理者等）に定める防火対象物に置く防火管理者の資格、育成指導を図るため講習会を開催する。

3 建築確認等についての消防長、消防署長の同意

消防長、消防署長は、建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防設備を設置することを条件に建築主事等が行う建築確認の同意をするとともに、完成後の検査及び維持管理の指導を行う。

4 危険物等の貯蔵及び取扱の規制等

危険物、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類の施設の設置等に当たっては、消防法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び火薬類取締法の規定に基づき、検査及び許可をする。また、その後の貯蔵、取扱及び維持管理についても各法令の基準に適合するよう指導する。なお、放射性同位元素、毒物等の危険な物質については、その性質の特殊性から貯蔵量、管理状況等の調査を行い、災害発生時における防御対策を検討するものとする。

5 防災関係団体の活性化

防災協会及び市場・商店街等の自衛消防隊などの自主防災活動の活性化を行い、職域における自主防災体制の強化を図る。

6 市民防災活動の推進

市民防災会の活動の機会を捉えて、大規模災害発生時における市民の自発的な（救助、救出、救護、初期消火等）防災活動能力の普及向上を図る。また、防災思想の高揚と防災知識の向上を図る。

7 特定消防区域対策

自主防災組織の育成指導及び住宅防火訪問、防火座談会、防火教室等を実施し、火災予防の普及高揚を図る。

8 高層建築物の対策

高層建築物の各種消防設備の充実、強化及び人命救助活動に必要な空地等の確保を指導するとともに、これら施設等の維持管理の徹底と、積極的な防火訓練の実施などについて指導を行い、建物関係者による自主防火管理体制の強化を促進する。

9 林野火災延焼拡大危険区域対策

山系ごとに火災危険区域を指定し、出火防止を図るため立札により、登山者に対して、たばこの投捨て、たき火の禁止等警戒心を喚起する。

第4 火災警報の発令と解除

市長は、消防法第22条の規定に基づいて、福岡管区気象台長が発表する火災気象通報を県知事から受けたとき、又は北九州市火災予防規則第5条の規定に基づいて、管内の気象状況が火災予防上危険であると認められたときは、火災警報を発する。

また、気象状況が火災発生の危険状態を脱したと認めるときは、火災警報を解除する。

第5 防火意識の普及

- 1 住宅用防災機器等（消火器・火災警報器・防災品）の普及促進を図る。
- 2 消火器取扱訓練指導を実施し、初期消火の知識及び技術の普及を図る。

第13節 津波災害予防

広範囲、かつ、甚大となる津波災害による被害を最小限にするため、大津波警報、津波警報、津波注意報の情報伝達体制、避難方法及び避難場所の整備の推進を図る計画である。

第1 実施担当機関

危機管理室、市長公室、産業経済局、都市整備局、港湾空港局、各区、消防局、第七管区海上保安本部

第2 情報収集及び伝達体制

住民の避難が円滑に行えるよう、「第3章第3節 気象情報等の収集・伝達」に基づき情報を収集する。また、本市沿岸地域に対して有効な情報伝達が行えるよう、同報系防災行政無線、防災メール及び緊急速報メール等、多様な情報伝達体制について検討し、計画的に整備するとともに、伝達手段について住民への周知を図り、主体的な情報入手を促す。

第3 避難対象地域、避難方法、避難場所

- 1 「第2章第5節 災害原因等の科学的調査」などの知見、津波防災地域づくりに関する法律に基づき福岡県が設定した津波災害警戒区域などを踏まえ、津波が発生した際の避難対象地域を設定する。
- 2 津波からの避難の目安とするため、津波ハザードマップの作成や海拔表示板等の標高周知方法について検討し、順次実施する。
また、住民に対しては、津波災害警戒区域外のできるだけ高いところに避難することや、浸水や土砂災害の危険性のある経路を避けること、複数の避難先や避難経路を確保することなどの周知を実施する。
- 3 「第2章第24節 避難場所等の整備」に基づき、あらかじめ小学校区毎に避難場所等を選定し、定期的に見直しを行う。また、津波の基準水位等を考慮し、沿岸地域の市有施設の活用や民間ビル等との協力体制の構築による津波避難ビルの指定等、沿岸地域住民の緊急的な避難場所を確保する。
- 4 津波の浸水危険がある、漁港、港湾施設及び海岸保全施設に避難誘導標識を整備する。
- 5 関門港については、関門港長基準「関門港地震・津波対策」及び「南海トラフ巨大地震に伴う津波の襲来に対する避難・情報伝達等初動措置に関する関係機関との合同指針」（関門港自然災害対策委員会、門司・若松海上保安部）において

初動措置、避難推奨海域等が策定されており、船舶が避難方法・避難海域を決定するに当たっては、これらの資料及び関係機関の発する情報を参考とし船長が判断して決定する。

第4 津波に関する啓発・防災訓練

津波襲来時に的確な行動がとれるよう、津波に関する防災知識の啓発や防災訓練を推進する。

- 1 防災知識の普及
「第2章第20節 防災知識等の普及」に基づき、市職員や関係機関の職員、市民の防災意識の向上を図る。
- 2 防災訓練
「第2章第23節 防災訓練の実施」に基づき、各種訓練を実施する。

第5 備蓄、施設管理等に関する事前措置

- 1 資器材、施設、物資等の点検・整備
庁舎等の公共施設の機能確保のため、「第2章第10節 業務継続性の確保」に基づき、災害時に有効適切に使用できるよう点検・整備を行う。
- 2 緊急点検・巡視
津波による被害が想定される公共施設について、避難に要する時間を考慮した上で緊急点検や巡視を行い、職員及び来訪者の安全確保に努めるために必要な措置を講ずる。

第6 その他の事前の措置

- 1 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等に努める。
- 2 「第3章第45節 電力、ガス施設災害応急対策」に基づき、利用者によるブレーカー開放等の措置や、ガス栓の閉止等の火災等の二次災害防止に必要な広報等に取り組む。
- 3 「第3章第46節 通信施設災害応急対策」に基づき、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及等に取り組む。
- 4 津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、津波時の浸水想定を勘案した計画を整備する。

第14節 海上災害予防

海上における船舶の遭難、火災、油の流出、貯木の流出等の事故を予防するための計画である。

第1 実施担当機関

危機管理室、産業経済局、港湾空港局、消防局、九州地方整備局、第七管区海上保安本部、福岡県警察、九州運輸局福岡運輸支局

第2 調査研究

防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項について資料の収集、調査及び研究を行う。

- 1 港湾の状況
- 2 避難港、避泊地の状況
- 3 防災のために使用する船舶、資機材
- 4 災害発生状況及び防災上の教訓
- 5 予想される災害の規模、被害の程度、及びその対応策の検討
- 6 関係機関の防災業務計画、他自治体の地域防災計画等

第3 海難防止対策

船舶交通が輻輳する関門港にあつては、第七管区海上保安本部（門司・若松海上保安部）は巡視艇を同海域に配備し、巡視警戒及び航法指導を行い、海難事故の未然防止を図る。

また、福岡県警察（門司警察署）は、警備艇を配備し、第七管区海上保安本部（門司・若松海上保安部）と連携をとり巡視警戒を行い、海難事故の未然防止を図る。

更に、九州運輸局福岡運輸支局は、運航管理監査等により安全に係る法令等への遵守状況を確認し、海難事故の未然防止を図る。

第4 危険物積載船舶等災害防止対策

第七管区海上保安本部（門司・若松海上保安部）は関係機関と連携して次の措置を講じ、災害発生の未然防止を図るものとする。

- 1 危険物積載船舶に対する停泊場所の規制
- 2 危険物の荷役、運搬の規制

- 3 危険物荷役船舶点検指導
- 4 危険物専用岸壁の承認及び点検指導
- 5 危険物荷役の立会い
 - (1) 火薬類の大量荷役
 - (2) 核分裂性物質等の荷役
 - (3) その他特に必要があると認められる場合
- 6 船舶交通の制限又は禁止
 - (1) 5において、必要と判断される場合
 - (2) 海面に大量の油又は危険物等が流出した場合
- 7 引火性危険物積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限
- 8 油保管施設、タンカー係留施設等を管理する事業所等に対する油排出事故時の緊急マニュアルの整備状況の検査、指導及び指示

第5 流木防止対策

関係者に対して貯木場から貯木の流出防止及び巡回等による現状把握の指導を行う。

第6 津波災害の予防（震災時）

- 1 海難防止講習会、訪船指導等の機会をとらえ、津波災害の対応について所要の指導、啓発を行う。
- 2 漁業協同組合、船舶代理店、石油関係企業、港湾工事関係者、マリナー等の関係者を通じ、関係船舶へ警報の伝達が行われるよう体制を確保する。
- 3 海浜レジャー者、磯釣者等へ迅速、的確に警報の伝達が行われるよう関係機関と調整を図る。

第7 防災思想等の普及

- 1 地域住民等に対する防災思想等の普及
 - (1) 防災に関する講習会を開催し、防災関係資料の配布等を行う。
 - (2) 船舶への訪船指導の際に、防災関係資料の配布等を行う。
 - (3) 官民が一体となって海難防止運動等を展開し、海運、漁業、レジャー関係者をはじめ広く市民全般に運動に対する理解を深め海難防止思想の普及を図る。
- 2 職員に対する防災教育
 - (1) 平常業務を通じて海上災害への対応に関し、次の教育を行う。
 - (2) 災害発生時に具体的に執るべき行動に関する指針

- (3) 災害に対する知識
- (4) 防災関係法令の運用
- (5) その他必要な事項

第 8 訓練の実施

海難、船舶火災、流出油事故等を想定し、官民が一体となった訓練を実施する。

第 15 節 産業災害予防

指導監督機関の方針に基づき、市内の工場、事業所、鉱山等産業施設におけるガス爆発、火災、その他産業災害の防止対策の実施を図る。

第 1 実施担当機関

産業経済局、福岡県

第 2 労働災害防止計画

厚生労働省で策定する労働災害防止計画に基づき、市内各労働基準監督署で、労働災害の防止に努めるものとする。

第 3 鉱山災害予防計画

- 1 市内の鉱山としては、門司区及び小倉南区に石灰石鉱山があるが、災害予防については、経済産業省九州産業保安監督部において指導、監督する。
- 2 八幡西区に所在するボタ山災害予防についても経済産業省九州産業保安監督部及び福岡県において、対策を講ずるが、市は事態に即応して、関係機関との連携に努めるものとする。

第 16 節 都市型災害の予防

都市特有の災害である地下空間施設等の浸水被害を未然に防止するとともに、水防法に基づく浸水想定区域の住民等に対して、洪水情報の伝達及び避難誘導體制の確立を図り、円滑かつ迅速な避難を行うための計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、保健福祉局、子ども家庭局、都市整備局、各区、消防局、上下水道局、教育委員会

第 2 浸水被害防止・軽減対策

1 浸水危険区域の把握と対策の立案

河川・下水道の氾濫による浸水の履歴や危険性がある地階施設、地下道路区域（アンダーパス等）及び浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設等の状況を調査・把握し、効果的な浸水対策の立案、実施を図る。

2 地下道路区域（アンダーパス等）の注意喚起

道路冠水により、通行車両等が水没する場所、もしくはそのおそれがある場所については、注意看板等を設置して、利用者に対し注意を促す。

3 河川・下水道整備による浸水防止対策事業の推進

浸水想定区域やその他、浸水危険区域周辺の河川・下水道を計画的に整備し、雨水処理能力の向上を図る。

4 地下空間の浸水防止設備設置促進

地下空間の管理者に対し、防水扉等の浸水防止設備の設置を促すとともに、水防資機材の整備を促進する。

第 3 情報収集・伝達体制の整備

1 住民等への情報伝達体制の整備

「第 3 章第 3 節 気象情報等の収集・伝達」及び「第 3 章第 6 節 災害の広報・広聴」に基づき、「北九州市総合防災情報システム」等を活用して洪水予報及び防災気象情報を収集し、浸水想定区域の住民等に対して伝達する体制を整える。

2 河川の浸水想定区域に立地する施設に対する情報伝達体制の確立

本計画に定めた不特定多数の者が利用する地下空間施設^{*}、要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等に対し、河川の洪水予報等の伝達手段について周知を図り、情報伝達体制の確保を図る。

3 浸水危険区域等の警戒パトロールの実施

大雨・洪水警報等の気象警報発表時においては、浸水想定区域をはじめ、河川

や下水道のオーバーフローにより、地下道路区域（アンダーパス等）など、浸水の危険性がある区域での警戒パトロールを重点的に行う。

第4 避難・救助体制の整備

1 避難誘導體制の整備と訓練の実施

洪水時における住民等の避難誘導を円滑に実施するため、避難誘導経路及び避難場所等を把握し、洪水時の避難誘導體制の整備や、避難誘導訓練を実施する。

2 実態に即した避難方法の策定

避難誘導について、住民が災害状況に応じた避難行動が行えるよう、住民への個別指導を進めるため、避難場所等への避難に限らず、地域特性や居住環境、家族構成等を踏まえた避難方法を検討する。

3 要配慮者利用施設の避難対策

「第2章第18節 要配慮者利用施設対策」に基づき、水害時に利用者を安全に避難させるための避難確保計画の策定等を促進する。

4 地下空間施設*の避難及び浸水防止対策

地下空間施設*の管理者等に対し、水害時に利用者を安全に避難させるための避難確保計画及び浸水を防止するための浸水防止計画の策定を指導し、計画に定めた訓練の実施及び自衛水防組織の設置を求める。

管理者等は、避難確保及び浸水防災計画を策定し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

5 大規模工場等の浸水防止対策

大規模工場等の管理者等に対し、水害時に浸水を防止するための浸水防止計画の策定を促し、計画に定めた訓練の実施及び自衛水防組織の設置を促進する。

管理者等は、浸水防災計画を策定し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

6 水防資器材の整備

「第2章第10節 業務継続性の確保」に基づき、応急対応の実施に備え、土のう・排水ポンプ等の資器材の整備に努めるとともに、地下空間施設*の管理者に対し整備を促す。

第5 浸水被害の市民啓発

1 浸水被害の危険性の周知

「第2章第20節 防災知識等の普及」に基づき、地下空間施設*や地下道路区域（アンダーパス等）への急激な雨水の流入による浸水被害の特徴や危険性について周知するとともに、安全対策について啓発を図る。

2 状況に応じた安全確保行動の促進

既に浸水被害が発生した場合には、避難所への避難に際し、道路状況が認識で

きないためにおこる転倒や水流により水路へ流される等、人命危険の発生のおそれがあるため、居住建物の上階での待機や近隣の堅牢な建物への緊急的な避難等、居住環境や家族構成の状況に応じた安全確保行動の重要性について周知を図る。

3 浸水危険区域の公表と周知

浸水想定区域図等の公表により、住民等に対する浸水危険の周知と防災意識の高揚に努める。

4 浸水被害を想定した防災訓練の実施

自主防災組織等の地域住民による、浸水被害を想定した防災訓練の実施を推進する。

※ 水防法第 15 条に規定する「地下街等」として取り扱う。

第 17 節 原子力災害予防

関係機関と連携した的確な連絡体制の構築、環境モニタリング体制の構築、市民に対する情報提供等の各種対策については、国、県及び関係機関の状況を踏まえた検討を行う。

第 1 実施担当機関

危機管理室、市長公室、保健福祉局、環境局、産業経済局、消防局、教育委員会、原子力事業者、福岡県

第 2 原子力災害に対する基本的な考え方

本市は、九州電力玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）から東へ約 100 k m に位置しており、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響や国・福岡県の動向を踏まえ、各種対策について検討を行う。

第 3 情報収集・伝達体制の整備

原子力災害に対し万全を期すため、本市は、福岡県と相互の情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。また、日頃から原子力事業者との連携を図り、災害発生時における情報収集機能を強化する。

第 4 モニタリング体制の整備

本市におけるモニタリングの実施、及び福岡県が実施する緊急時モニタリングへの協力体制について整備する。

第 5 避難所の選定

原子力災害発生時の気象条件や地形の影響により、放射性物質が広域に拡散された場合における、他都市からの避難者の受け入れ要請に備え、受け入れ可能施設を予め選定する。

なお、受け入れ可能施設の選定については、長期間の避難生活、集落単位の受け入れを念頭に置き、市立体育館等の大規模予定避難所の中から、立地、構造、設備及び収容人数等を考慮し行う。

第6 原子力防災に関する知識の普及と啓発

平時から市民等の原子力防災に対する意識の向上を図るため、以下に掲げる事項等について、継続的な防災知識の普及・啓発活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 屋内退避や避難に関すること
- ⑦ 被ばくを防ぐための飲食物摂取制限や避難時の服装など緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑧ 放射性物質による汚染の除去に関すること
- ⑨ 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第7 風評被害防止体制の構築

情報が十分に伝わらないことによる風評被害の未然防止体制の構築に努める。

第8 検討事項

訓練、避難計画、汚染物処理、原子力災害医療対策及びその他必要と認める事項については、国、福岡県と連携を図りながら引き続き検討を行う。

第 18 節 要配慮者利用施設対策

高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）の利用者を、行政・施設・地域、三者連携のもとに風水害及び地震等の災害から守る計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、保健福祉局、子ども家庭局、産業経済局、都市整備局、消防局、教育委員会、福岡県

第 2 災害危険区域に立地する要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

危機管理室、保健福祉局、子ども家庭局、都市整備局、消防局、教育委員会等の関係各局は、要配慮者利用施設の防災面での立地条件を把握するとともに、災害の危険性のある対象施設に対しては、その旨の周知を行い、情報連絡窓口等の確認を行う。

対象施設の管理者等は、土砂災害防止法、水防法及び津波防災地域づくり法に定める必要な措置を講じなければならない。

1 対象施設

(1) 土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設

土砂災害防止法に基づく「土砂災害（特別）警戒区域」内にあって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

(2) 洪水及び高潮のおそれのある要配慮者利用施設

水防法に基づく「洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内」にあって、その利用者の洪水及び高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものを対象とする。

(3) 津波のおそれのある要配慮者利用施設

津波防災地域づくり法に基づく「津波災害警戒区域」内にあって、その利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものを対象とする。

2 避難確保計画の作成等

(1) 土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成、変更又は計画に定めた訓練を実施したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(2) 洪水及び高潮のおそれのある要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成、変更、計画に定めた訓練を実施したとき又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

- (3) 津波のおそれのある要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成又は計画に定めた訓練を実施したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。
- (4) 関係各局は、上記(1)～(3)の対象施設の管理者に対し、避難確保計画の策定や計画に定めた訓練の実施に関し、助言や勧告等の必要な措置を行う。

第3 北九州市立学校危機管理基本計画、学校安全計画、学校危機管理マニュアルの策定

教育委員会で策定した北九州市立学校危機管理基本指針に基づき、各北九州市小中特別支援学校において、学校安全計画、学校危機管理マニュアルを策定し、災害発生時における児童生徒の安全の確保を図る。

第4 要配慮者利用施設と行政・地域との連携

1 管理者に対する指導・助言及び支援

保健福祉局、子ども家庭局、教育委員会及び県等は、所管する要配慮者利用施設の管理者に対し、立地する災害特性等に応じた計画の策定を促進するとともに、訓練、講習会等の機会を通じて、施設職員及び入所者の防災知識の普及、向上を図り、施設の安全対策に努めるよう指導する。

また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

2 非常災害時を想定した訓練の実施

要配慮者利用施設は、消防、警察、自主防災組織等の地域住民との非常災害時を想定した訓練を定期的実施するなどして日頃から連絡を密にし、防災面での協力関係を確立する。

第5 情報収集・伝達体制の確立

要配慮者利用施設の管理者は、施設を利用している者の避難措置について常に配慮するとともに、インターネット、防災メールなど情報入手手段を活用し、気象情報・災害情報の収集体制の強化に努める。

教育委員会、保健福祉局、子ども家庭局、消防局及び危機管理室は、要配慮者利用施設に対し、「北九州市総合防災情報システム」等で収集した土砂災害、洪水に関する情報等により災害の発生が予測される場合は、防災気象情報や避難情報等を多様な手段で施設側に伝達し、避難・救出対策に備えるものとする。

第6 国土保全事業等の推進

「第3節 土砂災害等の予防」に基づき、土砂災害等の予防に努めることとする。

第 19 節 要配慮者支援体制の整備

災害から自らの命を守るため、警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、これらについて支援を要すると予想される高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を災害から守り、被害を軽減するための対策を図るとともに、要配慮者を取り巻く状況の変化などを踏まえながら、効果的な支援体制の整備を推進する。

第 1 実施担当機関

危機管理室、政策局、保健福祉局、子ども家庭局、産業経済局、都市整備局、港湾空港局、各区、消防局、教育委員会

第 2 高齢者、障害のある人への支援体制の整備

1 高齢者、障害のある人への支援

行政、地域団体等が連携して、それぞれが保有する情報を活用しながら、個々の状況に応じた福祉的な支援を行うように努める。

2 避難行動要支援者避難支援事業

(1) 事業の概要

国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和 3 年 5 月改定）及び「北九州市避難行動要支援者避難支援事業実施マニュアル」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、平時からその情報を地域（避難支援等関係者）に提供することにより、災害時において自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進するもの。

(2) 推進本部の設置

本市における避難行動要支援者避難支援事業（以下「避難支援事業」という。）について、全庁的な立場から総合調整を図り、総合的かつ効果的に推進していくため、北九州市避難行動要支援者避難支援事業推進本部を設置する。

(3) 避難支援等関係者となる者

自治会（市民防災会）、民生委員、社会福祉協議会、消防団、警察及びその他市長が必要と認める支援組織等とする。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

「身体的要件」のいずれかに該当し、かつ、「地理的要件」に定める区域に居住している者のうち「除外要件」を除いた者とする。

身体的要件	1 要介護認定者 (1) 要介護3以上の者 (2) その他の要支援、要介護で日常生活が自立又はほぼ自立している者以外の者 2 身体障害者手帳交付者 (1) 身体障害者手帳1・2級交付者 (2) 身体障害者手帳3～6級交付者で視覚障害など一定の障害のある者 3 療育手帳A交付者 4 精神障害者保健福祉手帳1級交付者 5 その他、民生委員等からの情報により自力避難が困難な者
地理的要件	1 北九州市風水害危険区域及び北九州市風水害準危険区域 2 土砂災害防止法により指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 3 北九州市水防計画により指定された浸水想定区域（計画規模降雨による区域） 4 津波防災地域づくり法により指定された津波災害警戒区域
除外要件	1 マンション等堅牢な建物の2階以上に居住している者 2 自力避難が可能である者（自助が可能） 3 健常者が同居しており、常に避難支援を受けられる者（自助が可能） 4 医療機関又は施設等に入所している者

※ 身体的要件の5は、避難支援等関係者に同意者名簿を提供した後、地理的要件及び除外要件に関わらず、当該地域の自治会長（覚書の締結者）の判断により、自力避難が困難な者を追加することができる旨の規定である。

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

高齢者及び障害のある人の身体情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、FAX番号、避難支援等を必要とする事由（身体的要件の内容等）、民生委員コード及び小学校区名）は保健福祉局から、地理情報（地理的要件の内容）はデジタル市役所推進室から入手する。

ウ 避難行動要支援者名簿の記載事項

氏名、生年月日、性別、住所（居所）、電話番号及びFAX番号、避難支援等を必要とする事由（身体障害の種別、要介護状態区分など）とする。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

上記(4)イの身体情報及び地理情報を毎年入手し、個別調査（郵送、電話又は訪問）を行うとともに、避難支援等関係者から寄せられた情報により名簿を更新する。

(6) 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の共有

区役所、危機管理室及び消防署のほか、避難行動要支援者の避難支援に取り組む自治会（市民防災会）、民生委員、社会福祉協議会、消防団、警察及びその他市長が必要と認める支援組織等と名簿情報を共有する。

(7) 名簿の提供に際し情報漏洩を防止するための措置

名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、自治会（市民防災会）及び社会福祉協議会にあっては、覚書を締結したうえで提供する。民生委員、消防団及び警察署にあっては、名簿の取扱いについて以下の事項を確認したうえで提供する。

ア 名簿本体は、組織の代表者が保管・管理することとし、名簿の保管・管理を徹底するよう指導する。

イ 名簿情報は、組織内のみで共有することとし、情報を漏洩しないよう指導する。

ウ 名簿は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置に関する目的でのみ利用し、それ以外の目的には一切使用しないことを指導する。

エ 名簿を複写・複製しないよう指導する。

オ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。

(8) 個別避難計画の作成

区役所は、危機管理室、保健福祉局の支援のもと、自治会、民生委員、消防団、社会福祉協議会の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画の作成に努める。

(9) 福祉専門職との連携による個別避難計画の作成支援

危機管理室は、保健福祉局と協力し、上記(8)にて個別避難計画の作成が困難である対象者について、福祉専門職と連携して、個別避難計画の作成を支援する。

(10) 避難のための情報伝達

自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「第3章第6節 災害の広報・広聴」に基づき情報を伝達する。

(11) 避難支援等関係者の安全確保

ア 避難支援等関係者による避難支援は、支援に従事する者の安全を最優先に考えたうえで出来る範囲でお願いする。

イ 避難行動要支援者に対して、災害時に必ず避難支援がなされることを保証するものではなく、避難支援者は法律に基づく責任や義務を負うものではないことを理解してもらう。

(12) 福祉避難所の体制整備

保健福祉局は、災害時に受け入れることのできる福祉避難所を設置できるよう関係団体と協議を進めるとともに、協定を締結した福祉避難所と連携し、円滑な受け入れができるよう体制整備に努める。

(13) 避難支援事業の実施体制

避難支援事業の実施体制を以下のように定める。

危機管理室	1 事業の進捗管理及び全体調整に関すること 2 避難判断基準の提供に関すること 3 避難行動要支援者名簿の作成及び更新に関すること 4 自助意識の醸成及び共助の風土づくりに関すること 5 個別避難計画の作成支援（福祉専門職との連携）に関すること
保健福祉局	1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新にかかる高齢者及び障害のある人に関する情報提供（個人情報保護対策を含む）に関すること 2 福祉事業との調整及び整合性の確保に関すること 3 福祉避難所の協定等に関すること 4 個別避難計画の作成支援（福祉専門職との連携）に関すること
区役所	1 区における事業の進捗管理及び全体調整に関すること 2 避難行動要支援者名簿の作成及び更新に関すること 3 自治会、区社会福祉協議会及び民生委員等との調整に関すること 4 福祉避難所への避難に係る連絡及び調整に関すること 5 避難支援に係る仕組みづくりの支援に関すること 6 訓練の実施に関すること 7 自助意識の醸成及び共助の風土づくりに関すること 8 個別避難計画の作成に関すること

消防署	1 避難行動要支援者名簿の更新に関すること 2 市民防災会及び消防団との調整に関すること 3 避難支援に係る仕組みづくりの支援に関すること 4 訓練の実施に関すること 5 自助意識の醸成及び共助の風土づくりに関すること
都市整備局	地理的要件の整備に関すること
港湾空港局	地理的要件の整備に関すること

3 視覚・聴覚障害者への支援

防災情報の入手が困難な視覚障害又は聴覚障害がある人に対し、電話やFAX等、障害種別に応じた情報の提供体制の整備を行う。

第3 外国人への支援体制の整備

危機管理室、政策局、産業経済局及び消防局は、関係各局等や関係機関と連携し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者と位置付け、災害発生時において適切に行動できるよう、次のような対策を図る。

なお、日本に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた対策に努める。

- 1 災害対応多言語コールセンターを利用した22言語への対応
- 2 多言語対応パンフレット等による広報
- 3 避難誘導標識等への多言語併記
- 4 外国人を含めた、防災訓練、講習会等の実施
- 5 多言語FM放送を活用した迅速な情報提供
- 6 多言語によるホームページ、電子メール等を活用した迅速な情報提供
- 7 学校等の教育機関、企業、地域社会や外国人支援団体等との連携による災害時の外国人支援体制の構築
- 8 緊急時の通訳・翻訳に対応できるよう、外国人支援団体等との協働
- 9 「やさしい日本語」などの導入による外国人支援体制の構築
- 10 119番多言語通訳サービスによる外国人に配慮した119番受信体制の構築
- 11 大規模災害時、必要に応じて「北九州市災害多言語支援センター」による外国人支援体制の構築
- 12 災害時に災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用

第4 乳幼児、妊産婦等への支援体制の整備

- 1 危機管理室は、次の生活必需品の備蓄を行うとともに、流通備蓄を活用した紙おむつ、哺乳瓶、乳児用ミルクなどの供給や避難所における授乳スペースの確保など、乳幼児、妊産婦等へ配慮した対策に努める。

(1) 紙おむつ（高齢者用、乳幼児用）

- (2) おしりふき
 - (3) 哺乳瓶
 - (4) 乳児用ミルク（アレルギー対応用を含む）
 - (5) 生理用品
 - (6) 避難所用パーテーション
- 2 子ども家庭局は、大規模災害等により避難所での避難生活が長期化した場合に、二次的避難所である「妊産婦・乳児避難所」の開設に努める。

第5 感染症による自宅療養者等の避難の確保

新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、平時（災害発生前）から、危機管理室と連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、危機管理室と連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第6 広域的な災害発生時の対策

地震災害等、高齢者等避難を提供する暇がなく、市域全体に被害の発生が予想される場合の要配慮者対策について、行政、地域団体等が連携し、必要な対策を検討する。

第 20 節 防災知識等の普及

被害を最小限に抑えるためには、想定外の災害が発生しても「命を守る」という防災意識に基づいた迅速、的確な防災活動が必要である。

このため、各種の機会と媒体を通じ、市職員や関係機関の職員、市民の防災意識の向上に資する継続的な防災知識等の普及を図る。

第 1 実施担当機関

市全部局、関係機関

第 2 職員に対する防災知識等の普及

職員の災害発生時における的確な判断力の養成と防災に関する知識・技術の向上を目的として、防災知識等の普及を図る。

1 普及内容

- (1) 北九州市地域防災計画の概要
- (2) 防災気象情報（特別警報、警報、注意報等）の知識
- (3) 災害特性（風水害、地震、津波等）に関する知識
- (4) 避難の情報（避難指示等）の考え方、入手方法及び対応行動
- (5) 災害時に取るべき行動、役割
- (6) 市内外における過去の主な被害事例
- (7) 市内における災害対応事例
- (8) 他都市への支援の経験
- (9) 防災関係法令に関する事項
- (10) その他防災に関する知識・技術等

2 普及方法

- (1) 防災講習会・検討会
学識経験者等を講師として、災害に関する専門的知識の習得及び、ビデオ等の映像、展示物などを利用した普及を図る。
- (2) 職員研修
「防災基本テキスト」を活用した研修を行い、防災知識等の普及を図る。
- (3) 防災週間等の設定による普及
防災週間期間中に講演会・展示会の開催、印刷物の配布、庁内イントラネット等によって普及を図る。
- (4) 水防月間・土砂災害防止月間
ポスターや庁内イントラネットを活用して防災意識の普及を図る。
- (5) 応急手当（普通救命講習等）の修得

第3 市民に対する防災知識等の普及

日常及び災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが災害に対する備えに万全を期するとともに、災害時に自らの確な行動をとることが必要であるため、各校区の防災の成功事例を取りまとめ、校区に配付し、防災知識等の普及を図る。

1 普及内容

(1) 各家庭等における備え

ア 備蓄物資（3日分以上、できれば一週間程度）

（ア）食料（食物アレルギーや疾患のある者は、特別食等）

（イ）飲料水（1人1日分3リットル）

（ウ）生活物資等（携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等）

（エ）その他家族構成によって必要なもの

イ 非常持出品の準備

（ア）両手が使えるよう背負えるリュック等

（イ）食料、飲料水等

（ウ）その他非常時に必要なもの（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）

ウ 自動車へのこまめな満タン給油

エ 住居の耐震化、家具固定

オ 火災発生のおそれのある設備及び機器等の取扱い並びに維持管理方法

カ 路上、自動車運転中等における予防・安全対策

キ 高齢者、障害のある人等の要配慮者への配慮

ク 地域での相互助け合い

ケ 住宅用防災機器等（住宅用消火器・住宅用火災警報器・防災品・感震ブレーカー）の設置

(2) 防災に関する知識や災害時の心得

ア 防災気象情報（特別警報、警報、注意報等）の知識、入手方法及び対応行動

イ 災害特性（風水害、地震、津波等）に関する知識

ウ 避難の情報（避難指示等、警戒レベル等）の考え方、入手方法及び対応行動

エ 地域の危険箇所

オ 過去の主な被害事例

カ 想定にとらわれない防災意識、避難行動

キ 「自らの命は自ら守る」という行動意識

ク 「自分は災害に遭わない」という思い込み（正常性バイアス）の克服

ケ 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において「性暴力・DVの被害者も加害者も出さない」、「暴力は許されない」という意識

コ 災害時に重要となる保健衛生の知識

サ 心肺蘇生法等の応急手当

(3) 状況に応じた避難場所や避難のあり方

ア 避難の考え方

- (ア) 想定にとらわれず、危険を感じた場合は、早めの避難を開始する。
- (イ) 避難所に限らず、安全な場所にある親戚や友人宅等のマイ避難所への避難といった「分散避難」を検討する。
- (ウ) すでに安全な避難ができず、命が危険な状況では、直ちに身の安全を確保する行動をとる。

イ 事前に確認しておく内容

- (ア) 避難指示等の避難情報が発令される土砂災害警戒区域、浸水想定区域及びその他の災害発生のおそれのある地域の確認
 - (イ) 災害種別に応じた市の指定する避難場所の確認
 - (ウ) 状況に応じた避難行動・避難経路の確認
 - (エ) 家庭内の連絡体制の確保や集合場所の確認
- (4) 登録制の防災メールの普及促進
 - (5) 地震保険及び水害保険等の普及促進
 - (6) 先進的な防災の取組みを実施する地域の成功事例集
 - (7) その他防災に関する知識・技術等

2 普及方法

- (1) 防災ガイドブック、ハザードマップによる普及
防災ガイドブック及びハザードマップを配布し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を住民自身が判断できるよう普及を図る。
- (2) みんな de Bousai まちづくり推進事業による普及
「第2章第21節第7 みんな de Bousai まちづくり推進事業の推進」に基づき、地区における防災活動の活性化や人材育成により普及を図る。
- (3) ワークショップ等による普及
ワークショップ等を開催し、防災に関する市民の行動指針の策定や地域の危険箇所について詳細なハザードマップの作成に取り組みることにより普及を図る。
- (4) 防災訓練による普及
自主防災組織による防災訓練（図上・実働）を促進することにより普及を図る。
- (5) 地震体験車の活用による普及
地震の揺れを再現できる地震体験車を活用し、体験型の防災啓発の普及を図る。
- (6) 防災講習会・講演会・展示会
学識経験者等を講師として、災害に関する専門的知識の習得、及びビデオ等の映像、展示物などを利用した普及を図る。
- (7) 各戸訪問による普及
市民の住宅を戸別に訪問する事業等に合わせて、各家庭等における備えについての普及を図る。
- (8) マスメディアによる普及
新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、本市の防災計画及び災害に対する注意事項等の資料を提供し、普及についての協力を依頼する。

また、市政テレビ番組、市政ラジオ番組等により普及を図る。

(9) 印刷物による普及

防災ガイドブック、市政だより等各種防災啓発用印刷物を配布して普及を図る。

(10) ビデオの活用による普及

災害に対する防災啓発用ビデオの貸し出し等により普及を図る。

(11) 防災週間等の設定による普及

防災週間期間中に講演会・展示会の開催、印刷物の配布、立看板の設置、報道機関等によって普及を図る。

(12) 水防月間・土砂災害防止月間

ポスター等を活用して防災意識の普及を図る。

(13) 応急手当講習による普及

応急手当講習により普及を図る。

(14) ホームページによる普及

防災気象情報、地域防災計画を掲載する等、ホームページを活用して防災意識の普及を図る。

(15) 電光掲示板による普及

消防局、消防署等に設置している電光掲示板を利用して、災害に関する情報提供等を行う。

(16) 自然災害伝承碑を通じた普及

災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくことで、防災意識の普及を図る。

第4 学校教育等による普及

児童生徒の命を守る防災教育を積極的に推進し、児童生徒が自らの命を大切に、場面に応じて主体的に判断し、最善を尽くそうとする態度や率先して行動しようとする力を育む。また、適切な防災教育を通じて、将来の地域防災の担い手としての責任感や学んだ内容を発信する力の基礎基本を育てる。

1 学校における防災教育の重点

(1) 防災教育を含む安全担当教員を校内で定め、校務分掌に位置付け、組織的な指導体制を整備する。

(2) 防災教育の全体計画（学校安全計画等）を作成し、学校教育活動全体を通じて行う。

(3) 学校管理下、管理外を問わず、あらゆる時間帯において、災害発生時に主体的に行動し、自らの命を守ることができるような思考・判断及び行動力を育てる指導を行う。

2 学校の実情に応じた防災避難訓練等の実施

(1) 防災避難訓練等の実施に当たっては、学校の実態（立地条件や過去の災害の事例）に合った具体的な想定での訓練等を計画、実施する。また、可能な範囲で、地域・保護者、関係機関と協力し、土曜日授業等を活用した訓練等を実施

する。

- (2) 「防災教育」で学習した内容について、家庭、地域に積極的に発信する。また、防災に関する職員研修等を適宜実施し、「学校危機管理マニュアル」の内容周知等の徹底を図る。
- (3) 「災害時連絡カード」の活用を通して、児童生徒及び保護者や地域の防災に対する意識を高める。
- (4) 教員が危機意識を高くもち、適切な行動がとれるように、校区内の安全点検や実地訓練等、研修の充実を図る。

3 消防士さんといっしょ事業

消防職員が社会科教育の一環である「消防のしごと」の授業を行うことにより、児童への防火・防災教育の充実を図る。

第 21 節 地域における自主防災体制の整備

地域における自主防災体制の整備を図るため、自主防災組織の結成及び育成を促進、支援するとともに、地域における防災に関する活動を通して、地域住民の防災思想の高揚と防災知識の普及を図る。また、防災技術の向上に向け、関係各局等と関係機関は連携して訓練指導等の推進を図る。

第 1 実施担当機関

危機管理室、総務市民局、各区、消防局、関係各局、社会福祉協議会

第 2 自主防災組織の活動

自主防災組織とは、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために地域住民が連帯共同して、関係機関等と一体となって、地域ぐるみで自主的な防災活動を行う組織であり、次の活動を行うものとする。

- 1 防災訓練
- 2 被害予防
- 3 避難
- 4 初期消火
- 5 救護
- 6 情報伝達

第 3 自主防災組織の結成

自主防災組織は、地域住民が自主的に結成し、運営することを基本原則とする。

第 4 自主防災組織の強化

- 1 結成された自主防災組織は、防災リーダー（防災委員・防災推進委員）を指定する。
- 2 市は、防災リーダー（防災委員・防災推進委員）の研修、各種活動計画の作成、防災訓練の指導など自主防災組織の活動全般を支援する。
- 3 市は、自主防災組織の活動の充実に向けて、災害時に住民相互の助け合いができるよう、日頃からの地域活動、及び女性、防災士の参画を促進し、地域コミュニティの活性化に努めるものとする。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 一定の地区内の住民及び事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 危機管理室は、地区 Bousai 会議運営支援事業において、地区における自発的な防災活動に関する計画である「地区防災計画」の作成を促進する。

第6 災害時活動マニュアルの作成

災害時における自主防災組織の活動マニュアルの作成を促進する。

災害時活動マニュアルの作成にあたっては、高齢者、障害のある人等要配慮者に十分配慮し、地域において高齢者、障害のある人等の要配慮者を支援する体制の確立に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第7 みんな de Bousai まちづくり推進事業の推進

- 1 地区 Bousai 会議運営支援事業
危機管理室は、小学校区単位を基本とした住民主体で設置及び運営する「地区 Bousai 会議」へ専門家の派遣による地区防災計画策定の支援や地域の防災の取組みを紹介するなど防災の啓発を行い、当該地区における防災活動の活性化を図る。
- 2 SDGs 防災サポート事業
危機管理室は、マンションや町内会などの小規模単位での地区防災計画策定促進のため、北九州 SDGs クラブに登録する企業等と「SDGs 防災サポートに関する協定」を締結し、防災サポーターの派遣による地区防災計画策定の支援などを行い、地域の防災活動の活性化を図る。
- 3 みんな de Bousai 人材育成事業
危機管理室は、地域での防災活動における新たな担い手を育成するため、北九州市立大学と連携し、大学生を対象にした講義及び講座を行うとともに、地区における防災活動へ当該大学生の参画を支援する。

第8 福祉救援体制づくりの推進

社会福祉協議会は、概ね小学校区単位を基本とした住民組織である校（地）区社会福祉協議会を中心に、災害時にも全ての人々の安心・安全が守られる支え合いのまちづくりに取り組み、災害時に自力で避難することが困難な要支援者にも配慮した地域住民による互助の体制づくりを支援する。

第 22 節 企業防災の推進

企業における災害の防止と被害の軽減を図るため、次のような防災対策を図り、企業防災の整備を推進する。

第 1 実施担当機関

危機管理室、産業経済局、消防局

第 2 防災対策項目

- 1 災害発生時の自衛防災組織と任務分担
- 2 災害予防措置
- 3 災害発生時の安全対策
- 4 災害に備えての準備品
- 5 災害発生時の活動
- 6 交通遮断による帰宅困難者対策（職場待機、備蓄等）
- 7 教育及び訓練
- 8 応急手当普及員の養成
- 9 業務継続計画の策定
- 10 豪雨時等のテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制

第 3 帰宅困難者対策の推進

- 1 危機管理室は、企業の帰宅困難者対策について、啓発を推進する。
- 2 産業経済局と消防局は、危機管理室と連携して企業の帰宅困難者対策の促進に努める。

第 4 事業継続性の確保

- 1 産業経済局は（公財）北九州産業学術推進機構と連携し、「北九州市版 BCP 事業継続力強化計画策定支援マニュアル」を用いて、企業の事業継続性の確保に努める。
- 2 消防局は（一社）北九州市防災協会等の関係団体と連携し、企業が主体的に取り組む講習会や訓練等の機会を捉え、企業における事業継続性の確保に努める。

第5 危険物保有企業における地震・風水害対策の推進

消防局は、危険物を保有する企業自らが防災のため必要な措置や応急対策等の検討を行うよう、地震・風水害対策を促進する。

第23節 防災訓練の実施

地域防災計画の的確な運用及び市の防災体制の強化、関係機関との連携体制の強化並びに住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、法令に基づき各種訓練を実施する。

第1 実施担当機関

危機管理室、各区、消防局、関係各局、防災関係機関、市民（自主防災組織等）、防災士

第2 各種訓練の留意事項

- 1 訓練の計画については、地震、津波、洪水、内水、土砂災害、高潮等、過去の災害状況、現在の地域特性に配慮した訓練想定・内容とすること。
- 2 訓練の実施にあたっては、自助・共助など地域の防災体制の強化につながるよう、住民の積極的な参加に心がけること。
- 3 訓練の実施後は、分析・検証を行い、地域防災計画や防災業務計画等の運用に積極的に反映させるよう心がけること。

第3 市民（自主防災組織等）が主体となって実施する防災訓練

“自らの命は自ら守る”という行動意識のもと、市民による主体的な防災行動が展開されることを目的とした防災訓練とする。

- 1 主催
市民（自主防災組織等）
- 2 訓練の種類
市や防災関係機関等が発信する情報を基に、状況に応じた避難行動を行うなど、実態に即した訓練を実施する。
 - (1) 実働訓練

避難誘導訓練、初期消火訓練、救助・救護訓練、給食・給水訓練など

(2) 図上訓練

地域の危険個所やいざという時の行動を、地図をもとに家族間や地域住民同士で考えていく訓練

3 実施回数

適宜訓練を実施する。

第4 市が主催する防災訓練（市総合防災訓練）

災害時での防災活動の円滑な実施を図るため、市民、防災関係機関、各種団体及び民間企業等、多様な主体と連携した防災訓練とする。

1 主催

北九州市（危機管理室）

2 訓練の種類

(1) 実働訓練

災害対策本部設置訓練や各防災関係機関による救出・救護訓練及び応急復旧訓練等を組み合わせた訓練

(2) 図上訓練

災害が発生した状況を仮想設定し、その下で、災害に携わる者が実際に災害に遭遇した場合の意思決定や対応行動を模擬的に実施する訓練

(3) 複合訓練

上記(1)、(2)の両訓練の要素を含んだ複合的な訓練

3 実施場所

訓練場所については、訓練内容、面積、形状、交通アクセス等を勘案し、訓練の実施可能な会場を選定する。

4 実施時期・回数

訓練の災害想定等に応じ、市において関係機関等と調整のうえ選定し、年1回以上実施する。

第5 各区が主催する防災訓練（区防災訓練）

区における防災体制の充実、関係機関との連携、地域住民の防災意識の高揚、及び災害対応能力の向上等を目的に実施する。

1 主催

区役所

2 訓練の種類

各区の災害特性及び過去の災害状況に応じ、下記の訓練を選定し、実施するものとする。

(1) 実働訓練

- ア 応急復旧訓練
防災関係機関合同による応急復旧を中心とした訓練
- イ 市民防災訓練
地域住民参加型の避難訓練及び初期消火訓練等
- (2) 図上訓練
災害発生時の初動体制の確立や情報収集伝達機能の向上等を目的とした訓練
- (3) 複合訓練
上記(1)、(2)の両訓練の要素を含んだ複合的な訓練
- 3 実施場所
区において関係機関等と調整のうえ選定する。
- 4 実施時期・回数
訓練の災害想定等に応じ、区において関係機関等と調整のうえ選定し、年1回以上実施する。
- 5 実施体制
区役所及び消防署、市民団体、各事業所、防災関係機関等の協力により行う。

第6 各局（各部）個別・連携訓練

災害対策本部設置時の事務分掌に基づく各部は、独自に又は複数部の連携、関係機関との協力などにより、災害時の迅速な応急復旧体制の確立や災害対応技術の向上等を目的として、適宜訓練を実施する。

第 24 節 避難場所等の整備

災害により現に被害を受け、居住の場所を失った者、又は災害により被害を受けるおそれのある者等（避難者）を、一定期間受入れるため、あらかじめ避難場所等（避難所、避難地）を指定、周知及び整備するための計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、総務市民局、保健福祉局、都市整備局、港湾空港局、各区、消防局、教育委員会

第 2 避難場所等の定義

避難所 (施設)	予定避難所 ^{※1※2}	災害時に避難者が発生した場合、その受入れについて、理解と協力を得ることができる（避難所としての開設が見込める）施設として、市長があらかじめ指定する施設
	大規模予定避難所 ^{※1※2}	一定規模の集落単位等一度に数百人規模のまとまった避難者が発生し、なおかつ一週間以上の長期避難を要するときには、危険性が解消するまでの間又は応急住宅対策が完了するまでの間の避難所として、「予定避難所」の中から別に定める基準に基づき、市長があらかじめ指定する施設
	福祉避難所	避難行動要支援者避難支援事業に基づき、通常の避難所では避難生活をするのが困難な避難者の受入について、協力を得ることができる福祉施設として、市長があらかじめ協定を締結する施設
避難地 (場所)	緊急避難場所 (緊急避難地)	災害発生の危険性が切迫している場合、又は、既に災害が発生している場合に、避難者が災害発生状況等を考慮して緊急避難する最寄りの安全な場所で、地域住民が災害種別、地域の実情等に応じて日頃から認識しておく場所
	一時避難地 ^{※1}	地域住民が一時的に避難して災害をやり過ごす場所、又は、広域避難地や予定避難所等へ避難するための集合場所となる、学校、公園等の公共のオープンスペースで、災害種別ごとに市長があらかじめ指定する場所
	広域避難地 ^{※1}	避難者を保護するためのオープンスペースで、広域住民の最終避難に資する一定規模以上の面積をもった公園等で、災害種別ごとに市長があらかじめ指定する場所

※1 災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」として取り扱う。

※2 災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」として取り扱う。

第3 予定避難所・大規模予定避難所の指定等

1 予定避難所の指定

避難者を受入れるに足りる安全なもので、かつ便利なところにある区内の建物の中から、災害時には避難者の受入れについて理解と協力を得ることができる施設（避難所としての開設が見込める施設）として、「予定避難所」をあらかじめ区長が選定し、市長が指定する。また、河川氾濫想定区域や土砂災害警戒区域等の危険区域内にある施設であっても、想定浸水深より高い階層に避難するスペースがある、鉄筋コンクリート造等、安全性が確保されている施設については、避難行動の考え方にに基づき、風水害時の予定避難所として指定することができる。

なお、選定の際、区長は、施設管理者、所有者等の承諾を必ず得ておくこととする。

2 大規模予定避難所の指定

(1) 大規模災害の定義

市内で局地的な被害が発生した場合などにおいて、一定規模の集落単位等一度に数百人規模のまとまった避難者が発生し、なおかつ一週間以上の長期避難を要すると推測される災害、または災害対策本部長が同等の災害と認めたとき。

(2) 大規模予定避難所

大規模災害が発生し、危険性が解消するまでの間、または応急住宅対策が完了するまでの間の避難所として、大規模予定避難所をあらかじめ区長が選定し、市長が指定する。

(3) 指定の基準

ア 受入箇所面積 1,000 m²以上であること

イ 観客席等同一空間での区画割が可能であること

ウ 救援物資の仕分け等に必要なおープンスペースを有すること

エ その他、トイレや調理ができる環境など避難生活上必要な設備等が整っていること

3 調査の実施

区役所は、指定した予定避難所については、以下の項目について調査を実施する。

(1) 受入れ予定箇所、受入れ可能人員数（積算根拠は、3.5 m²あたり 1 人）

(2) 空調、寝具、給湯施設、身障者用トイレの有無などの設備内容

(3) 階数、建築年、鉄筋・木造等の施設構造

(4) 閉館時における受入れに備えた緊急連絡先

(5) 災害履歴、災害危険区域等の指定の有無

(6) その他必要事項

4 小学校区単位の整理

区役所は、指定した区内の予定避難所について、区民に分かりやすいよう、小学校区単位ごとに整理しておく。（ただし、他の小学校区、又は他の区・市域の避難者の利用を妨げるものではない。）

5 災害種別ごとの整理

区役所は、指定した区内の予定避難所について、災害対策基本法施行令第 20

条の4の規定に基づき、災害種別ごとに整理する。

6 報告

区長は、選定した予定避難所について、その都度、危機管理監に報告を行う。また、毎年予定避難所の見直しを図り、指定の追加や、調査結果等に基づく指定の解除が必要な場合には、危機管理監に報告することとする。

第4 予定避難所に必要な機能の整備

予定避難所に指定されている市民センター及び市立小中学校等について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などを作成するように努めるとともに、予定避難所として必要な諸機能の整備に努める。なお、施設の整備計画にあたっては、多様な性によるニーズの違いや多文化共生等の視点から、要配慮者及び子育てなどに配慮したものとする。

- 1 耐震化、バリアフリー化の推進
- 2 通信機器（電話、FAX）通信設備（テレビ・ケーブルテレビ受信、電話用配線）の配備
- 3 更衣及び授乳スペース等の確保
- 4 再生可能エネルギーの活用や電気自動車等による給電を含めた電源供給体制の確保
- 5 その他避難所に避難できず、在宅避難や車中泊避難などを行っている被災者も含めた避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備

第5 福祉避難所

福祉避難所の協定方法、運営等については、「福祉避難所設置・運営マニュアル」において別に定める。

第6 一時避難地・広域避難地の指定等

1 一時避難地・広域避難地の指定

災害発生の危険性が切迫している場合、又は、既に災害が発生している場合に、避難者を受入れるに足りる安全なもので、かつ便利なところにある学校、公園等の公共のオープンスペースの中から、災害時に避難者の受入れについて理解と協力を得ることができる場所として、あらかじめ関係局長と調整のうえ区長が選定し、市長が指定する。

2 小学校区単位の整理

区長は、選定した「一時避難地」及び「広域避難地」について、市民に分かり

やすいよう、小学校区単位ごとに整理しておく。（ただし、他の小学校区、又は他の区・市域の避難者の利用を妨げるものではない）

3 災害種別ごとの整理

区長は、選定した「一時避難地」及び「広域避難地」について、災害対策基本法施行令第20条の3の規定に基づき、災害種別ごとに整理する。

4 報告

区長は、選定した「一時避難地」及び「広域避難地」についてその都度、危機管理監に報告を行う。また、毎年「一時避難地」及び「広域避難地」の見直しを図り、指定の追加や、調査結果等に基づく指定の解除が必要な場合には、危機管理監に報告することとする。

第7 避難場所等の周知

1 市関係部局及び防災関係機関への周知

危機管理室は、市長が指定した避難場所等について、保健福祉局、教育委員会、各区役所、消防局、各消防署等の市関係部局及び海上保安部、自衛隊、消防団、警察署、市民防災会等の防災関係機関に対して周知を行う。

2 住民への周知

指定された避難場所等について、「予定避難所表示板」、「避難地表示板」、「避難場所等案内板」、印刷物や、県、市、関係機関等が作成するホームページ等を活用して周知を行う。

3 施設管理者等への周知

区長は、指定した予定避難所の管理者等に対して、災害時の避難所開設に係る協力依頼と予定避難所の指定の確認を、毎年文書により行う。

また、調査結果等に基づく指定の解除がある場合にも、その旨予定避難所の管理者等に通知する。

第 25 節 心のケア対策

災害時には、被災者が災害により様々な心の傷を受け、PTSD（※）等の症状が現れてくることが懸念される。そこで、本市における PTSD 等に対する支援体制の整備を図る。

第 1 実施担当機関

保健福祉局

第 2 支援体制の整備

- 1 心のケアを必要としている被災者に対し、初期の段階から心のケアが提供できるように、市及び関係機関の職員（保健師等）に対して、研修及び啓発を行う。
- 2 支援体制の整備
国が作成した「災害時地域精神保健医療活動ガイドライン」や「災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領」等を踏まえ、DPAT を含めた、災害時の被災者に対する心のケアに適切に対応するための体制整備に努める。

第 3 災害時活動マニュアルの活用について

保健福祉局は、災害時における被災者と支援者に対するメンタルヘルスマニュアルを市及び関係機関の職員（保健師等）の研修及び啓発時に活用するとともに、災害時には、被災者等の支援を行う。

※ PTSD … Post Traumatic Stress Disorder の略で、心的外傷後ストレス障害という意味。

つまり、「トラウマ（心的外傷）」となる、突然の衝撃的出来事を経験することによって、後に生じる様々なストレス障害のことを指す。

第 26 節 災害ボランティア活動の環境整備

災害時にボランティアが活動しやすい環境の整備を推進するとともに、ボランティアと行政が連携し、円滑な活動ができる連携体制の確立を図る。

第 1 実施担当機関

危機管理室、政策局、総務市民局、保健福祉局、消防局、日本赤十字社、社会福祉協議会、北九州国際交流協会

第 2 災害時におけるボランティア活動支援のための環境整備

災害時におけるボランティア活動支援の環境整備を図るため、以下の取り組みを行う。

- 1 社会福祉協議会、日本赤十字社、北九州国際交流協会などの団体と連携を図りながら、教育、研修・訓練、調整など総合的な推進を図る。
- 2 災害時に活動可能な災害救援ボランティアの登録を行い、災害ボランティア活動体制の整備を図る。
- 3 災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材養成に努める。
- 4 企業、労働団体、NPO、地域の市民団体などと連携しながら、ボランティア活動の支援ネットワークづくりに取り組むとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努める。
- 5 災害時におけるボランティアの円滑な供給ができるよう、近隣市町村を含めた広域的なボランティア供給体制を組織し、県内各市町村と連携を図る。

第 3 災害ボランティアセンター設置に向けた環境整備

- 1 北九州市社会福祉協議会と関係各局等は、災害ボランティアセンター設置に向けて、継続的なスキルアップを図るなど環境整備を行う。
- 2 北九州市社会福祉協議会は、危機管理室や保健福祉局と連携して災害ボランティアセンターの設置・運営等の訓練を行い、ボランティアによる円滑な被災者支援を図る。

第 27 節 民間企業等による災害時地域支援

災害時において市と民間企業等が連携して迅速・的確に災害対策及び避難者支援を行うための計画である。

なお、民間企業等との協定締結による連携強化に当たっては、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

第 1 実施担当機関

危機管理室、市長公室、政策局、保健福祉局、環境局、都市整備局、産業経済局、港湾空港局、消防局、各区、福岡県

第 2 災害時における北九州市内郵便局等と北九州市間の相互協力に関する覚書（H12. 4. 12）

北九州市内郵便局等（以下、「郵便局等」という）及び北九州市（以下、「市」という）は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に相互の友愛精神に基づき、相互に協力を行うものとする。

- 1 郵便局等が集配業務等を通じて知り得た、災害が発生するおそれがある状況、又は災害の発生状況等の情報の提供
- 2 市が収集した災害の状況等に関する情報の提供
- 3 郵便局等が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供
- 4 市が所有し、又は管理する施設及び用地を臨時郵便局等として提供
- 5 郵便局等又は市が収集した被災市民の連絡先及び被災状況等に関する情報の相互提供
- 6 郵便局等又は市が実施する応急対策及び復旧対策に係る市民等に周知すべき事項についての広報
- 7 郵便局等による必要に応じた避難場所等への臨時郵便差出箱の設置
- 8 郵便局等が所有する運搬に供する車両等の応急対策への使用
- 9 その他協力できる事項

第 3 北九州遠賀葬祭業協同組合及び（一社）冠婚葬祭互助協会との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（H13. 9. 5）

北九州市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合、北九州遠賀葬祭業協同組合及び（一社）冠婚葬祭互助協会に棺等葬祭用品の供給等の協力を要請する。

第4 災害時における小倉競馬場施設等の提供と利用に関する覚書 (H15. 1. 15)

日本中央競馬会小倉競馬場は、北九州市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防部隊等の災害活動の円滑化と被災者等の救援対応に資するため、施設管理と事業に支障がない限り、施設等の提供を行うものとする。

第5 ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等の事業組合との災害時 応援協定 (H18. 8. 1、H18. 9. 1、H18. 12. 11、H20. 3. 18、H22. 7. 1、 H24. 11. 1、H25. 12. 6)

大規模災害による帰宅困難者に対する支援対策として、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア等と福岡県を通して「徒歩帰宅支援ステーション」協定を結び、次のような帰宅困難者支援を行う。

- 1 災害時の情報提供 (ラジオ放送など)
- 2 トイレの利用
- 3 水道水の提供
- 4 地図の掲出など

第6 災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定 (H18. 8. 30)

1 目的

市内において災害が発生し、避難所に市民等が避難した場合において、民間企業による食料や生活必需物資等の迅速・的確な供給により、その避難生活の支援を行うことを目的とする。

2 訓練

危機管理室及び区役所は、この協定の趣旨に沿った円滑な物資の調達ができるよう、企業への要請、物資の運搬及び受入れ等について、訓練を実施する。

3 協定の締結及び更新

危機管理室は関係企業との協定の締結を行う。また、産業経済局は毎年度、協定締結企業的意思確認及び保有物資量の把握等を行い、危機管理室及び各区役所へ報告する。

第7 北九州市と企業・大学との NBC 災害対策に関する協力等の協定 (H20. 1. 21)

1 目的

本市と企業及び大学とが相互に協力し、NBC 災害への対応を行うとともに、普段から情報交換、共同研究等により連携を図り、もって市民の生命、財産を守るこ

とを目的とする。

2 協力事項

協定締結企業・大学は、本市からの要請に応じて災害現場へ赴き、災害予防及び応急対策並びに復旧対策等について、次に掲げる助言及び指導等を実施する。

(1) 起因物質が特定されている場合

- ア 現場活動に関する助言
- イ 警戒区域の設定・解除、市民広報に関する支援
- ウ 現場への専門家の派遣
- エ 対応に必要な化学災害シミュレーションシステム、機材等の貸与
- オ 文献等に基づいた起因物質に関する情報提供など、その他災害対策を講じるうえで本市が必要と認める事項で専門家が対応できるもの

(2) 起因物質が不明な場合

- ア 起因物質を特定するための分析支援
- イ 警戒区域の設定に関する助言
- ウ その他災害対策を講じるうえで本市が必要と認める事項で専門家が対応できるもの

(3) 平時における協力

- ア 関係職員への研修
- イ 訓練時における専門家としての助言
- ウ 災害防止又は対策のための共同研究（化学災害シミュレーションシステムの共同利用、情報の共有ほか）
- エ 防災関連資料、災害データ等に関する情報交換

3 連絡調整会議

化学災害発生時の協力や訓練の実施を円滑に行うため、年1回以上、連絡調整会議を実施するものとする。

第8 北九州市獣医師会との災害発生時における愛玩動物（ペット）の受入れに関する協定（H20. 2. 25）

北九州市獣医師会は、北九州市内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、北九州市の要請があった場合には、次のような協力を行うものとする。

- 1 ペットの一時預かり
- 2 獣医師の派遣

第9 災害時における物資輸送等の支援に関する協定（H20. 7. 25）

市内において数千名に及ぶ避難者が出るような大規模災害が発生した場合に、物資の荷捌き等のノウハウを有した地元の宅配便事業者の協力のもと、流通する救援物資を一元管理して避難所へ配送するシステム（「緊急物資一元管理・配送システム」）を構築し、円滑な物流を確保することとする。

- 1 受託制限
企業が顧客から受託する義援物資のうち、市が不要とする品目の受託を制限
- 2 配送拠点における物資の荷捌き支援業務
 - (1) 荷捌き業務に必要な機器（フォークリフト、ロールボックス等）の貸与
 - (2) 荷捌き業務に関する指導者の派遣
 - (3) 配送拠点から避難所までの物資の輸送

第 10 避難所における情報収集及び停電対策等の支援に関する協定 (H20.12.18)

(一社)北九州電設協会の支援により、避難所でテレビが視聴可能な環境の整備や停電対策を行うことで、避難所機能の一層の充実・強化を図ることとする。

- 1 避難所の運営支援
 - (1) 対象体育館へのテレビアンテナの設置及び同軸ケーブルの屋内配線
 - (2) 停電時における発動発電機の搬入・接続
- 2 救助救出活動支援事業
災害時における協会会員保有の資器材（バール、ノコギリ等）の市民への貸与

第 11 消防活動時の協力に関する協定 (H21.1.15)

市内で災害発生又は災害のおそれがある場合に、一般社団法人福岡県解体工事業協会北九州支部登録業者が保有する特殊車両を活用して協力体制を確立し、迅速かつ的確に対処することを目的とする。

- 1 人命救助活動等の消防活動の障害となる物件等の除去
- 2 危険要因となる物質等排除
- 3 その他必要と認める場合

第 12 (一社)全国霊柩自動車協会との災害時における遺体の搬送に関する協定 (H21.7.14)

市内において風水害、地震又は大規模な事故等により多数の死者が発生した場合、(一社)全国霊柩自動車協会に遺体搬送の協力要請を行う。

第 13 災害時における支援活動に関する協定 (H22.10.28)

市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、山九株式会社八幡支店が保有する特殊車両や特殊資器材、専門的知識等を活用して、被害の未然防止・最小化・拡大防止を図ることとする。

- 1 不発弾処理時における応急対応への支援
 - (1) 防護堤の築造
 - ア 防護堤築造計画書の作成
 - イ 防護堤築造用土嚢の製作
 - ウ 土嚢積み上げによる防護堤の築造
 - (2) 処置完了後の防護堤撤去及び原状復旧
- 2 人命救助活動時における障害物等の除去への支援
- 3 その他必要と認める活動への支援

第 14 災害時における応急対策の支援に関する協定 (H23. 2. 1)

北九州市防水工事業協同組合の支援により、風水害や地震等の災害時に、避難所の応急防水処置や危険箇所の緊急処置等を行うことで、避難所機能の確保を図ることとする。

- 1 避難所の応急防水措置、及び危険箇所の緊急措置
- 2 公共性のある施設の浸水防止措置

第 15 災害時における緊急輸送の協力に関する協定 (H24. 6. 1)

市域及び市域外において地震、風水害等の災害が発生した場合に、公益社団法人福岡県トラック協会の協力を得て、災害時の応急対策に必要な資機材や生活物資等の輸送業務等を円滑に実施することを目的とする。

- 1 災害時の応急対策に必要な資機材や生活物資等の輸送業務
- 2 その他の車両による支援業務

第 16 地震・津波等の災害時における施設の使用に関する覚書 (H24. 9. 1)

市域において地震・津波等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、TOTO株式会社の施設を市民の津波緊急避難場所又は災害派遣機関等の支援拠点として使用することで、災害時の応急対策の円滑な実施を図ることとする。

- 1 周辺住民等の津波緊急避難場所の提供及び施設内への誘導
- 2 災害派遣機関等への支援拠点の提供

第 17 大規模災害発生時における相互協力に関する覚書 (H24. 11. 1)

市域において大規模災害が発生した場合に、西日本高速道路株式会社九州支社と相互協力により、災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- 1 市内に所在するパーキングエリア等の施設の防災拠点としての活用

- 2 休憩施設等の緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- 3 災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- 4 災害情報等の共有
- 5 大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査、復旧に対する技術支援
- 6 相互の道路機能の活用
- 7 その他必要と認められる事項

第 18 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定（H25. 9. 1）

市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合、株式会社ファミリーマートの協力を得て、物資の供給等が円滑に実施できるようにすることを目的とする。

- 1 生活物資（食料品、飲料水、日用品等）の供給
- 2 災害で被災した店舗の早期再開

第 19 災害時に係る情報発信等に関する協定（H26. 2. 6）

災害時に市民へ必要な情報を迅速に供給するため、LINE ヤフー株式会社と協定を締結し、次のような支援を行う。

- 1 市ホームページへのアクセス負荷を軽減するため、ヤフーが市ホームページのキャッシュサイトを「Yahoo! JAPAN」に掲載し、アクセス分散を図る。
- 2 避難指示等の避難情報をヤフーに提供し、「Yahoo! JAPAN」に掲載することで、より多くの市民に周知を図る。
- 3 平時から市内の避難所等の防災情報を「Yahoo! JAPAN」に掲載することで、広く周知を図る。

第 20 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（H26. 3. 11）

北九州市内において、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合に、福岡県石油商業・協同組合北九州支部の協力を得て、重要な行政機能等（災害対策本部、消防、医療機関など）を維持するために必要となる石油類燃料の供給を円滑に実施することを目的とする。

- 1 緊急車両等への優先供給
- 2 行政施設・災害拠点病院の自家発電設備への優先供給

第 21 特設公衆電話の設置・利用等に関する覚書（H26. 3. 11）

NTT西日本株式会社の支援により、災害発生時に避難者等の通信を迅速に確保するため、事前に回線を設置した避難所で特設公衆電話を開設する。

第 22 北九州市と学校法人九州国際大学との防災対策に関する協定 (H26. 3. 11)

北九州市域において、地震・風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に備え、九州国際大学の敷地及び施設を災害時の避難場所等の地域防災拠点として位置付けるとともに、九州国際大学の教職員及び学生等に防災に関する研修、訓練に参加してもらうことにより、防災意識の向上及び周辺住民との連携強化を図ることを目的とする。

- 1 市民の緊急避難場所としての敷地及び施設の利用
- 2 被災者が一時的に滞在できる施設の利用
- 3 救護班や被災者支援機関の活動拠点としての敷地の利用
- 4 毛布等の防災資器材等を収容できる施設の提供
- 5 市が主催する防災研修や訓練への教職員及び学生等の参加

第 23 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 (H27. 3. 11)

本市が株式会社ゼンリンから災害対応用として、平時から住宅地図等の貸与を受けるとともに、災害対応時における地図複製許諾を事前に受けることにより、迅速に被害状況を把握する等の災害対応を図る。

- 1 住宅地図の貸与
- 2 広域図(行政区別のA0判地図)の貸与
- 3 ZNET TOWN(住宅地図のインターネット配信サービス)のID貸与
- 4 住宅地図、広域図等の複製許諾

第 24 災害時における船舶での輸送等の協力に関する協定 (H27. 3. 11) (R3. 12. 1 改訂)

北九州市内で地震等の大規模災害が発生した場合、本市が応援を依頼した都市等からの物資等の輸送に際して、北九州港に就航する中・長距離フェリー運航会社5社(オーシャントランス株式会社、阪九フェリー株式会社、松山・小倉フェリー株式会社、株式会社名門大洋フェリー、東京九州フェリー株式会社)からフェリーによる海上輸送の協力を受けることにより、緊急物資及び復旧に要する資機材を円滑に輸送することを目的とする。

- 1 災害救助に必要な食料、物資等の輸送
- 2 災害時の応急対策に必要な要員、資機材等の輸送
- 3 被災者の輸送
- 4 その他船舶による支援

第 25 北九州市立大学と北九州市との防災に関する協定について (H27. 3. 11)

防災に関する人材育成や学術研究等で相互に協力し、本市の地域防災力の向上に寄与するため、次の事項の連携を行う。

- 1 人材育成に関すること
- 2 防災活動を通じた地域貢献に関すること
- 3 学術研究に関すること

第 26 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定について (H17. 6. 1) (H27. 3. 31 改訂)

北九州市（以下、「市」という）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「機構」という）は、地震、風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興を支援するため、次の事項の連携を行う。

- 1 市及び機構は、被災した市民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように情報を適時的確に交換する。
- 2 機構は、市からの要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応する。
- 3 機構は、機構の住宅ローンを返済中に被災した市民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずる。

第 27 災害時における L P ガス等の供給に関する協定 (H27. 3. 31)

市内で大規模な災害が発生した場合において、北九州エルピーガス事業協同組合及び一般社団法人福岡県北九州地区 L P ガス協会からの避難所等における熱源確保のための支援を受けることで、被災者支援の円滑な実施を図ることを目的とする。

- 1 L P ガスの供給
- 2 L P ガスを供給するために必要な器具の提供
- 3 L P ガス設備の設置及び安全点検
- 4 上記に必要な人員の派遣
- 5 災害に備えた平時からの情報交換

第 28 北九州緊急物資輸送センターの使用に関する協定 (H28. 5. 18)

市内外で大規模な災害が発生した場合に備えるため、公益社団法人福岡県トラック協会が本市に建築する「北九州緊急物資輸送センター」を以下の用途に使用することにより、災害時における被災者支援の円滑な実施を図る。

- 1 予定避難所
- 2 備蓄倉庫
- 3 災害時緊急物資集配センター

第 29 災害時における支援に関する協定（H28.6.2）

災害時に北九州塗装協同組合が市に対して応急対策の支援をすることにより、市民生活の安全・安心を早期に確保することを目的とする。

- 1 災害対策用資機材の提供
- 2 市が管理する公共施設及び避難所の高圧水による汚泥洗浄作業
- 3 その他必要と認める活動

第 30 無人航空機による災害対策活動に関する協定（H29.3.28）

市内で地震、風水害その他大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市が事業者に対して依頼する、無人航空機による災害対策活動により、状況把握や被害の拡大防止、復旧・復興に資することを目的とする。

- 1 災害現場等の撮影及び画像解析
- 2 緊急物資の搬送
- 3 その他無人航空機を活用した業務

第 31 災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定（H29.3.31） （R7.7.28）

市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合において、本市から協定締結事業者に対して仮設トイレの供給、運搬、設置及び撤去の協力を要請することにより、避難場所等（避難所、避難地）の衛生的な環境を確保することを目的とする。

第 32 災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定（H29.3.31）

市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般社団法人北九州市環境保全協会が、本市に対して応急対策業務を行なうことにより、環境衛生の確保及び市民生活の安全安心を図ることを目的とする。

- 1 避難場所等（避難所、避難地）から発生するし尿の収集運搬業務
- 2 その他、本市が必要と認める業務

第 33 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定 （H29.3.31）

市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、北九州市廃棄物処理事業協同組合が、本市に対して応急の協力を行うことにより、環境衛生の確保及び市民生活の安全・安心を図ることを目的とする。

- 1 一般家庭及び避難場所等（避難所、避難地）から排出される家庭系一般廃棄物の収集運搬業務
- 2 緊急時広報活動
- 3 その他、本市が必要と認める業務

第 34 災害時の協力に関する北九州市と一般財団法人海上災害防止センターとの協定（H29.4.1）

市内で発生した災害対応に関して、一般財団法人海上災害防止センターが有する知的資源を効果的に活用することで、被害の軽減を図り、市民の安全・安心を推進することを目的とする。

- 1 危険物火災、毒性物質漏洩、油流出時の災害対応助言、活動支援
- 2 毒性物質等の分析

第 35 大規模災害発生時における外国人の支援に関する協定（H30.6.20）

地震や風水害等による大規模災害発生時において、市が必要と判断した際、公益財団法人北九州国際交流協会に「北九州市災害多言語支援センター」を設置し、言葉の問題を抱える外国人に必要な支援活動を行う。

- 1 外国人に対して必要な情報の翻訳及び発信
- 2 外国人からの相談や問い合わせの対応
- 3 避難所等への通訳者の派遣

第 36 大規模災害発生時における飲用井戸水の確保に関する協定（H30.7.2）

北九州市域において大規模災害が発生した場合に、飲用井戸水の確保を迅速に行うため、一般社団法人福岡県環境計量証明事業協会が、本市の要請により、希望する市民に対して飲用井戸水の水質検査を無料で実施する。

第 37 災害時における公衆浴場提供に関する協定（H30.8.30）

北九州市域において大規模災害が発生した場合に、入浴施設の確保を迅速に行うため、北九州市公衆浴場組合連合会が、本市の要請により、組合員の所有する公衆浴場を避難所生活者等に開放する。

自衛隊が設置する仮設風呂設備を補完し、利用ピーク時の混雑緩和を図るとともに、入浴施設がない避難所の避難者の利便性の向上に資することを目的とする。

第 38 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に関する協定 (R1.10.1、R3.6.8、R6.6.14、R6.9.25)

災害救助法が適用される大規模災害時において、迅速かつ適切に対応するため、平時より災害に備えた連携を図るとともに、災害時には速やかに被災者へ応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を実施する。

- 1 応急仮設住宅の供与
- 2 住宅の応急修理

第 39 災害時における施設の使用に関する協定 (R1.6.4)

北九州市域及び近郊で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、株式会社サンレーが所有する施設を予定避難所として使用する。

第 40 災害廃棄物の処理等に関する協定 (R1.6.6)

北九州市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、公益社団法人福岡県産業資源循環協会に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、協力要請することで、迅速に災害廃棄物の処理を推進することを目的とする。

- 1 災害廃棄物の撤去
- 2 災害廃棄物の収集・運搬
- 3 災害廃棄物の処分
- 4 上記に伴う必要な事業

第 41 災害時における物資等支援に関する協定 (R2.2.26)

市内において大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、コストコホールセールジャパン株式会社の協力を得て行う、物資の調達及び緊急車両等への石油類燃料の優先供給を円滑に実施する。

第 42 災害時等における施設利用の協力に関する協定 (R2.3.30)

市内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、北九州医療刑務所が管理する施設を避難所として使用することを可能とし、北九州医療刑務所、福岡拘置所小倉拘置支所及び福岡少年鑑別所小倉少年鑑別支所は、北九州市の要請により、次の事項の協力を行う。

- 1 炊き出し、飲食、被服等の供給に係る労務提供

- 2 医療（応急的処置。手術等は除く）及び保健活動（こころのケア等）
- 3 その他、災害対策上必要と認められる協力

第 43 電気自動車を活用した SDGs 連携協定（R2. 6. 22）

災害時における避難所等の停電対策及び平時における低炭素社会の実現に向け、北九州市、日産自動車グループ及び九州電力グループの3者が連携することを目的とする。

- 1 電気自動車の活用及び普及促進による市民の環境意識の向上
- 2 災害時における電気自動車活用による市民の安全確保
- 3 その他持続可能なまちづくりに関する事項

第 44 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定（R3. 3. 1）

北九州市内で大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、株式会社ジェイコム九州が避難所への物資輸送等の支援を行う。

- 1 北九州市の備蓄倉庫及び区役所等から避難所への物資搬送
- 2 株式会社ジェイコム九州の保有する物資等の提供
- 3 その他北九州市又は株式会社ジェイコム九州が必要と認めた事項

第 45 災害時における施設等の使用に関する覚書（R3. 3. 31）

北九州市域で災害が発生し又は災害の発生のおそれがある場合に、イオンモール直方の駐車場を住民の一時的な避難場所としての使用を可能とする。

第 46 災害時における施設及び敷地の使用に関する協定（R3. 4. 5）

北九州市域において地震、津波、風水害及びその他の災害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、施設（西日本総合展示場本館）及び敷地の使用に関する協定について定める。

- 1 本市の施設が使用できない場合の代替庁舎
- 2 物資輸送拠点
- 3 長期間交通網が停止した場合における帰宅困難者の一時的な避難所
- 4 その他協議のうえ必要と認められる事項

第 47 災害時等における施設等の使用に関する覚書（R4. 4. 11）

北九州市内で大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、イオンモール株式会社の施設である THE OUTLETS KITAKYUSHU 及びイオンモール八幡東において下記の協力を行う。

- 1 帰宅困難者等の一時受け入れ
- 2 消防・警察・自衛隊等の救助活動拠点の設置場所の提供
- 3 ボランティアセンターの設置場所の提供
- 4 救援物資の集積場所の提供
- 5 市備蓄倉庫の設置場所の提供
- 6 その他防災に係る活動の実施

第 48 災害時における電気の保安に関する協定 (R5. 1. 31)

一般財団法人九州電気保安協会北九州支部は北九州市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、公共施設及び市が指定する避難所等に対して下記の支援を実施する。

- 1 電気設備等の被災状況調査及び電力復旧の可否の判定
- 2 電力復旧のための軽易な作業
- 3 電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査
- 4 その他お互いが必要と認めた事項

第 49 災害時において作業船を用いて行う支援協力に関する協定 (R5. 2. 16)

株式会社白海は、北九州市内において、大規模な、地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、所有する作業船を用いて下記の支援を実施する。

- 1 被災地への支援物資の輸送業務
- 2 被災された方への給水、入浴、食事の提供などの支援業務
- 3 災害時の応急対策に必要な要員、ボランティア等の待機場所、宿泊場所の提供
- 4 その他作業船による支援業務

第 50 災害発生時における相互協力に関する協定 (R5. 9. 13)

北九州市における災害発生時又は発生するおそれがある場合に、福岡拘置所小倉拘置支所の施設の一部（鍛錬場、その他使用を認めた場所）を避難所として使用することを可能とし、北九州市の要請により、次の事項の協力を行う。

- 1 炊き出し、飲食被服等の供給、避難所の受付に係る労務提供
- 2 その他、災害対策上必要と認められる協力

第 51 北九州市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定 (R5. 9. 20)

災害時応急対応活動を行うセンター設置とボランティア活動の円滑な実施のため、北九州市及び北九州市社会福祉協議会の役割等を定め、被災者の生活支援に寄与するもの。

- 1 ボランティア活動・被災者支援の情報共有
- 2 災害ボランティアセンターの設置・運営
- 3 ボランティア活動に必要な資機材の確保
- 4 センター設置・活動調整事務の費用負担
- 5 ボランティア活動に係る損害補償
- 6 平時における体制整備

第 52 災害時において作業船を用いて行う支援協力に関する協定 (R5. 10. 17)

株式会社若港は、北九州市内において、大規模場な、地震、風水害、その他の災害が発生した場所において、所有する作業船を用いて下記の支援を実施する。

- 1 被災地への支援物資の輸送業務
- 2 被災された方への給水、入浴、食事の提供などの支援業務
- 3 災害時の応急対策に必要な要員、ボランティア等の待機場所、宿泊施設の提供
- 4 その他作業船による支援業務

第 53 災害時における衛生用品等の供給に関する協定 (R6. 3. 27)

オオサキメディカル株式会社は、市内において、災害時における必要な衛生用品等の供給等について、下記のとおり支援を実施する。

- 1 衛生用品
- 2 本市が指定する物資

第 54 災害時におけるレンタル機材及び資材の供給に関する協定(R6. 8. 8)

オーリック株式会社ダスキンレントオール小倉イベントセンターは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、レンタル機材及び資材の供給に関し、下記のとおり支援を実施する。

- 1 資機材供給
- 2 レンタル資機材の運搬、設置・配置及び撤去
- 3 その他、本市がオーリック株式会社と協議し、決定した業務

第 55 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定 (R6. 8. 27)

株式会社アクティオは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、レンタル機材の供給に関し、下記のとおり支援を実施する。

- 1 機材の供給
- 2 機材の運搬、設置・配置及び撤去
- 3 その他、本市が株式会社アクティオと協議し、決定した業務

第 56 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書 (R6. 11. 28)

福岡県行政書士会は、大規模な地震、風水害、火災等や感染症等の疾病が発生した場合における、被災者支援のための行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

- 1 福岡県行政書士会による被災者支援相談センターの開設
- 2 本市への福岡県行政書士会員の派遣
- 3 その他本市が必要と認める業務

第 57 学校法人福原学園九州共立大学と北九州市との防災に関する協定 (R7. 5. 30)

学校法人福原学園九州共立大学は、防災に関して、次のとおり協定を締結する。

- 1 人材育成に関すること。
- 2 防災活動を通じた地域貢献に関すること。
- 3 学術研究に関すること。
- 4 その他、本市及び九州共立大学双方が必要と認めること。

第 58 災害時におけるキッチンカー等による食事の提供等に関する協定 (R7. 11. 27)

北九州キッチンカー実行委員会は、災害時におけるキッチンカー等による食事の提供等に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

- 1 市が開設した避難所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- 2 北九州キッチンカー実行委員会が調達可能な食材及び物資の供給
- 3 市が提供する食材の調理
- 4 市及び北九州キッチンカー実行委員会が協議し、決定した業務

第 28 節 被害認定調査体制の強化

災害発生後、早期に被害状況を把握するとともに、災害によって被害の生じた者（以下、「被災者」という。）に対し、法令に基づく各種制度や災害見舞金の支給等の生活再建支援を円滑に実施するため、その前提となる被害認定調査体制の強化を図る。

第 1 実施担当機関

危機管理室

第 2 被害認定調査研修の実施

- 1 危機管理室は、災害発生後、迅速かつ確実に被害認定を行うため、職員に対し研修を行い、被害認定に係る知識の向上を図る。
- 2 危機管理室は、職員に対する実務研修の実施や「中越大震災ネットワークおぢや」が主催する研修に職員を派遣し、被害認定調査の実効性向上を図る。

第 3 被害認定調査体制の強化

- 1 危機管理室は、大規模災害時における被害認定を迅速かつ確実に行うため、他都市からの応援の受入れや関係団体等との連携について必要な体制の整備を図る。
- 2 危機管理室は、災害発生後、必要に応じて、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第 29 節 緊急通行車両・緊急輸送車両の確認等に関する手続

第 1 実施担当機関

福岡県、福岡県公安委員会

第 2 緊急通行車両・緊急輸送車両の確認について

福岡県知事又は福岡県公安委員会は、災害発生後又は災害発生前において、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認を実施するものとする。

なお、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく確認についても準用する。

第 3 緊急通行車両等の確認等に関する手続

1 対象車両（福岡県を使用の本拠の位置とする車両）

(1) 災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) (1)に該当する車両であって、かつ、指定行政機関及び指定地方行政機関、地方公共団体その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策を実施する機関（以下「指定行政機関等」という。）の長若しくは責任を有する者が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両

2 申請者

(1) 指定行政機関等の長又は責任を有する者

- (2) 指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者
- (3) 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

3 申請先

(1) 災害発生前

- ア 警察本部交通規制課
- イ 警察署
- ウ 福岡県

(2) 災害発生後

- ア 緊急交通路の入口に設置された交通検問所
- イ 警察本部交通規制課
- ウ 警察署
- エ 福岡県

4 申請書類

- (1) 緊急通行車両確認申出書（緊急輸送車両確認申出書）… 1 通
- (2) 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し… 1 通
- (3) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類… 1 通
- (4) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類… 1 通

5 標章等の有効期限

交付の日から起算して5年後の日

6 標章及び証明書の記載事項変更

(1) 届出先

- ア 警察本部交通規制課
- イ 警察署
- ウ 福岡県

(2) 記載事項変更に必要な書類

- ア 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書
（緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書）… 1 通
- イ 交付した標章及び証明書
- ウ 変更した事項を確かめる書類

7 標章及び証明書の再交付

(1) 届出先

- ア 警察本部交通規制課
- イ 警察署
- ウ 福岡県

(2) 再交付に必要な書類

- ア 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書

(緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書) … 1 通

イ 残存する標章又は証明書

8 標章及び証明書の返納

次のいずれかに該当する場合は、警察本部、警察署又は福岡県が返納を受理する。

- (1) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき
- (2) 標章及び証明書の有効期限が到来したとき
- (3) 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき

第 30 節 規制除外車両の事前届出・確認に関する手続

第 1 実施担当機関

福岡県公安委員会

第 2 規制除外車両の事前届出

1 対象車両（福岡県を使用の本拠の位置とする車両）

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

- (1) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

2 申請者

事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者

3 申請先

- (1) 警察本部交通規制課
- (2) 警察署

4 申請書類

- (1) 規制除外車両事前届出書… 1 通
- (2) 車検証等の写し… 1 通
- (3) 次のいずれかの書類

ア 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し… 1 通

イ 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し… 1 通

ウ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真… 1 通

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる、車両の番号標及び車両の形状が確認できる写真… 1 通

5 除外届出済証の返納

規制除外車両として使用されるものでなくなったときは、警察本部又は警察署が返納を受理する。

第 3 災害発生時等における規制除外車両の確認手続

1 申出先

- (1) 緊急交通路の入口に設置された交通検問所
 - (2) 警察本部交通規制課
 - (3) 警察署
- 2 申出に必要な書類
 - (1) 規制除外車両確認申出書…1通
 - (2) 規制除外車両事前届出済証
 - 3 標章等の有効期限
交付の日から起算して1か月後の日

第31節 建築物及び宅地の危険度判定体制の強化

余震等による二次災害を軽減及び防止し市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の強化を図る。

第1 実施担当機関

都市戦略局、福岡県

第2 被災建築物応急危険度判定士の養成

建物の危険度を応急に判定する判定士を福岡県等主催の講習会で養成し、現地派遣に対応できる体制を整える。

第3 被災宅地危険度判定士の養成

宅地の危険度を判定する判定士を市内の技術者の中から養成し、現地派遣に対応できる体制を整える。

第 32 節 備蓄計画

大規模災害が発生した際に、必要となる物資を効率的に確保するための計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、保健福祉局、環境局、産業経済局、各区、消防局、上下水道局、市民、自主防災組織

第 2 備蓄の基本的な考え方

発災直後は、流通機能が麻痺し、物資を購入できない可能性が高く、また、支援物資もすぐには届かないことが予想される。このため、市民、地域、事業所、市等、それぞれが起こり得る災害を想定して、必要な物資を確保できるよう努めていくものとする。

また、備蓄は、自助・共助によるものを基本とし、公的な備蓄はそれを補完するものとして整備を行う。

第 3 自助・共助による備蓄の基準

- 1 市民、自主防災組織及び事業所等は、「第 2 備蓄の基本的な考え方」に沿って、最低 3 日分でできれば 1 週間分、それぞれに必要な物資の備蓄に努める。
- 2 市は、平時より様々な機会や媒体を通じ、備蓄の基準及び「第 2 備蓄の基本的な考え方」について、広報に努める。

第 4 公助による備蓄

災害の状況により、必要な物資が届かない場合に備え、飲食料やトイレ類、要配慮者用の物資等を備えることとする。必要となる物資の中で備蓄が困難な物資等については、流通備蓄により確保するよう努める。

1 被害想定

福岡県から発表された「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（令和 7 年 9 月）を基礎資料とし、小倉東断層（中央下部）を震源とした地震が発生した際の、全避難者約 64,000 人が 3 日間避難所等で生活ができるように公的備蓄の整備を行う。

2 集中備蓄・分散備蓄

備蓄の方法に当たっては、避難者に迅速に必要な物資が提供できるよう、各避

難所で直接備蓄する「分散備蓄」と、一部の地域で大勢の避難者があった場合に、大量に提供できるよう、市内数か所の倉庫で行う「集中備蓄」がある。

- ・分散備蓄保管場所：各実施担当機関が指定する予定避難所等
- ・集中備蓄保管場所：各実施担当機関が指定する建物等

3 流通備蓄による物資の確保

賞味期限が短く、備蓄に適さない日常生活品や避難の長期化に伴って必要となる居住性を確保するための用品については、協定締結企業等からの流通備蓄で確保するものとし、市の協定等で確保が困難な物資については、県及びその他公的機関などが締結している協定などを活用して調達するものとする。

市は、災害時に必要な物資の選定について、過去の災害事例や社会情勢などを参考に必要な物資を研究し、物資を調達できる仕組みを検討していくよう努める。

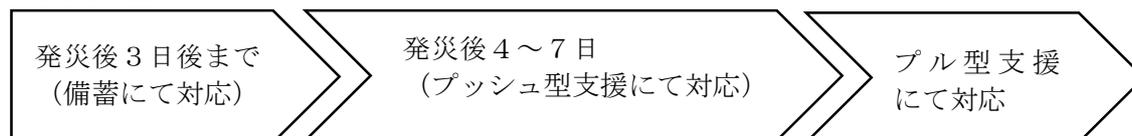
第5 「新物資システム（B - PLo）」を使用した国・県による物資支援

大規模な災害が発生した場合、本市は、内閣府が導入した「新物資システム（B - PLo）」を活用して、国・県と連携を図り、迅速かつ適切な物資調達・輸送に努める。

国・県は、このシステムを使用して、被災地からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、プッシュ型支援で被災地に緊急輸送を行うこととなっている。

このため、総括部においては、物資の受入れ体制を迅速に整備するとともに、その他のニーズに沿った物資の必要量を把握し、県を通じ国に要請する（プル型）体制に切り替えるように努める。

■物資支援イメージ図



第 33 節 南海トラフ地震臨時情報への対応

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合や、南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価され、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の対応は、次のとおりである。

第 1 実施担当機関

危機管理室、福岡県、関係機関等

第 2 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域、近畿地域及び四国地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」という）。

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行うとともに、国民に対して南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まった旨を周知する。

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の 2 種類の情報名で発表する。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

【「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

南海トラフ地震関連解説情報	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>
---------------	--

【「南海トラフ地震臨時情報」の種類と発表する条件及び災害応急対策をとるべき期間】

発表時間	種類	発表する条件	災害応急対策をとるべき期間等
地震発生等から5～30分程度	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <p>○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>	
地震発生等から最短で2時間程度	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合	市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（最大クラス（M9クラス）の南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<p>○監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>	市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の

			期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
	南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

- 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合
市は、「第3章第3節 気象情報等の収集・伝達」に基づき、情報収集に努めるとともに、気象庁からの後続の発表について注意する。
- 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合
市は、「南海トラフ巨大地震注意に伴う連絡体制」に入り、「第3章第3節 気象情報等の収集・伝達」に基づき情報収集に努める。
また、「第3章第6節 災害の広報・広聴」に基づき関係各機関及び関係地域住民等に対し情報発信を行い、必要な対策、準備を実施するように呼びかけるとともに、避難所の開設や備蓄物資の供給が速やかに行えるよう各局・区で情報共有を行う。
なお、「南海トラフ巨大地震注意に伴う連絡体制」は、災害警戒本部に準じるものとする。
- 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合
市は「南海トラフ巨大地震警戒に伴う警戒体制」に入り、「第3章第3節 気象情報等の収集・伝達」に基づき情報収集に努める。また、「第3章第6節 災害の広報・広聴」に基づき関係各機関及び関係地域住民等に対し情報発信を行い、避難所の開設や備蓄物資の供給が速やかに行えるよう各局・区で情報共有を図り、必要に応じて、避難情報「高齢者等避難」の発令ができる準備を行う。
なお、「南海トラフ巨大地震警戒に伴う警戒体制」は災害対策本部に準じるものとする。

4 南海トラフ地震が発生した場合

市及び県、県警、指定公共機関、指定地方公共機関は、地震が発生した際は、地域防災計画及び各自の地震に関する防災計画に基づき、速やかな対応に努める。